

『咳餘叢考』 訓譯卷七之上

中 林 史 朗

常勤講師）・三島さやか（大学院博士前期課程生）の九人（五十音順）である。

平成十七年秋季

識於黃虎洞

今回は、原孝治先生の退休記念號でもあり、卷七全編（從一至十八）中の十一までと、昨年の残り卷六の三とを合わせた十二編を登載させて頂く事とした。

卷六

【原文】

毎回同じ事の繰り言に過ぎないが、擔當諸士の若々しい

3 宋齊梁陳魏周齊隋諸史及南北史書法各不同

シャープな頭腦の切れに對して、案内人たる己の何と老いたる事か。古來「麒麟も老ゆれば駄馬と爲る」と言われているが、「駄馬が老ゆれば駄目駄馬と爲る」の見本を晒している己は、一體何であろうかと、自問自答を繰り返す日々

宋齊二書但記本國而隣國之事僅書其與本國交涉者其他雖興滅崩立亦不書即與本國交涉之事於魏則書索虜於魏主則書虜僞主或書虜帥拓跋某而宋書列傳後并立索虜傳與鮮卑吐谷渾同齊書列傳後亦立魏虜傳與芮芮氏羌同此宋齊二書體例也魏書則詳記本國而隣國大事亦附書然於東晉諸帝已斥其名於宋齊梁諸帝則書島夷劉裕島夷蕭道成島夷蕭衍於西魏及周亦斥名曰寶炬曰黑獺列傳後亦立島夷劉蕭諸傳與匈奴劉聰鐵弗劉虎等同此魏書體例也梁陳二書則不復稱索虜而稱國號并於魏齊周諸帝皆稱諡號然梁書亦但詳本國而於北朝之事除交兵通

である。兎に角學生諸士の努力には、敬服の一語に盡きる。

使外如魏宣武孝明諸帝之崩立及大通二年爾朱榮之弒胡太后

この卷七を擔當された諸氏は、飯田智子（元・本學科研

究補助員）・大兼健寛（本學科四年）・大湯健児（元・本學

科生）・河井義樹（元・大学院博士後期課程生）・桑瀬明子

（本學非常勤講師）・佐藤安基代（大学院博士前期課程生）・

齋藤昭敏（元・大学院博士前期課程生）・關清孝（本學非

常勤講師）

（元・大学院博士前期課程生）

（元・大学院博士前期課程生）

立莊帝中大通二年莊帝殺爾朱榮又爲其黨所弑等事一概不書陳書則兼記蕭勿一國如天嘉三年梁王蕭勿死子歸代立則書而天嘉元年周明帝殂武帝立二年齊孝昭帝殂武帝立等事亦一概不書此又梁陳二書體例也北齊後周二書則不惟兼記隣國大事并書隣國之君曰某帝如周書大統十三年書齊神武薨子澄嗣是爲文襄帝武成元年書陳武帝薨兄子蒨立是爲文帝書類齊書天保七年書魏相宇文覺受魏禪八年書陳霸先弑其主自立是爲陳武帝之類此又周齊二書體例也南北二史則更爲周密南史不惟兼書魏事凡燕涼等國興廢亦書如宋永初元年書是歲西涼亡景平元年書是歲魏明元帝崩之類是也又兼記隣國年號使閱史者一覽瞭然如宋元嘉二年書是歲魏神麴元年之類是也北史亦兼記南朝之事如魏泰常五年晉恭帝禪位於宋之類至於高齊紀則兼書南朝而并及後周之事如天保七年魏書恭帝遜位於周八年書梁主遜位於陳之類周紀亦兼書南朝而并及北齊之事如明帝元年書梁敬帝遜位於陳武成元年書齊文宣帝殂之類他如燕涼等國之興滅亦一一附書此又南北史體例也至各史所書帝號又有不同者宋齊魏三史於本國之帝皆書廟號如太祖高祖世祖之類而隣國則斥其名梁陳周齊諸史則於本國書廟號於隣國書諡號南北史則本國隣國皆書諡號此又各史書帝號之體例也各史書法又有窒碍者史記漢高祖微時稱劉季及沛封稱沛公王於

漢稱漢王即位乃稱帝此本於尚書舜典及康王之誥最爲古法齊書則自蕭道成微時以至爲帝皆稱太祖梁書自蕭衍微時以至帝爲亦皆稱高祖殊無分別宋書於蕭道成未封王以前卽書齊王如昇明二年給太傅齊王三望車三年太傅齊王羽葆鼓吹加而下乃書詔太傅總百揆封十郡爲齊公齊書於蕭衍未封王以前亦卽書梁王如中興二年詔大司馬梁王進位相國封十郡爲梁公則更書王在前封公在後書法混淆此莫爲甚梁書于陳霸先未封時皆書其官號爲司空則書司空陳霸先爲丞相則書丞相陳霸先此較爲合法北齊書書法亦有此失者魏莊帝時孝武及文帝尙爲王不應卽稱其帝號乃高隆之傳云太昌初隆之爲驃騎將軍與西魏文帝飲酒忿爭文帝坐以黜免竟似隆之與帝王對飲而帝被廢矣孝高靜帝時歡高澄皆臣也不應卽其書追尊之帝號乃于歡已書神武于澄已書文襄則似東魏同朝有兩帝矣西魏時宇文泰亦臣也不應卽書其追尊之帝號乃亦書周文帝如河陰之戰書西魏帝與周文竝來赴救則亦似西魏同朝有兩帝矣周書亦然此皆書法之失檢者也北史於魏紀書渤海王高歡安定公宇文泰較爲斟酌得宜又南北兼書隣國大事固屬周密然亦略無分別凡本國之事及隣國交兵通使與本國相涉者自應按其月日依次而書若隣國興滅崩立之類於本國涉無者則第於一年之末附書是歲某國某事以所別內外也乃南北史以隣國之事亦與本國之事一例順敘于每

月毎日之下殊無界限矣此例惟魏書最爲法得周齊二書亦與南
北史同「按齊梁書自微時至爲帝皆稱太祖高祖亦有本所漢書
高祖本紀亦是此如」

【書ぎ下し】

宋齊梁陳魏周齊隋諸史及び南北史の書法各同じからず。
宋齊の二書は但本國を記して隣國の事は僅かに其の本國と
交渉する者を書すのみ。その他、興滅崩立ありと雖も亦書
せず。即ち本國との交渉の事は、魏に於ては則ち索虜と書
し、魏主に於ては則ち虜僞主と書し、或いは虜帥拓跋某と
書す。而して宋書は列傳の後に並びに索虜傳を立て鮮卑吐
谷渾と同じくす。齊書も列傳の後に亦た魏虜傳を立て芮芮、
氐、羌と同じくす。此れ宋齊二書の體例なり。魏書は則ち
本國を詳記し、隣國の大事も亦附書す。然ども東晉の諸帝
に於ては已にその名を斥し、宋齊梁の諸帝に於ては則ち島
夷劉裕、島夷蕭道成、島夷蕭衍と書す。西魏及び周に於ひ
ては亦名を斥して寶炬と曰ひ、黑獺と曰ひ、列傳の後に亦
島夷劉肅諸傳を立つるは匈奴・劉聰・鐵弗・劉虎等と同じ。
此れ魏書の體例なり。梁陳の二書は則ち復た索虜と稱せず
して、國號を稱す。并せて魏齊周の諸帝は皆諡號を稱す。

然ども梁書も亦但だ本國を詳らかにするのみにして、北朝
の事に於ては、交兵通使を除くの外は、魏の宣武孝明諸帝
の崩立、及び大通二年の爾朱榮の胡太后を弑し、莊帝を立
て、中大通二年に莊帝爾朱榮を殺し、又其の黨の弑する
所と爲る等の事の如きは、一概に書せず。陳書は則ち蕭勿
一國を兼紀し、天嘉三年「梁王蕭勿死す。子の歸代わりて
立つ」の如きは則ち書す。而ども、天嘉元年周の明帝殂
して武帝立ち、二年齊の孝昭帝殂して武成帝立つ等の事は
亦一概に書せず。此れ又梁陳二書の體例なり。北齊後周の
二書は則ち惟に兼ねて隣國の大事を記すのみならず、并せ
て隣國の君を書して某帝と曰ふ。周書は大統十三年に「齊
の神武薨じ、子の澄、是を嗣ぐ。是を文襄帝と爲す」と書
し、武成元年には「陳の武帝薨じ、兄子蒨立つ。是を文帝
と爲す」と書すの類、齊書は天保七年に「魏の相、宇文覺
魏の禪を受く」と書し、八年に「陳霸先其の主を弑し、自
ら立つ。是を陳の武帝と爲す」と書すの類の如し。此れ又
周齊二書の體例なり。南北二史は更に周密爲り、南史は惟
に兼て魏の事を書すのみならず。凡そ燕涼等の國の興廢も
亦書す。宋の永初元年に「是の歲、西涼亡ぶ」と書し、景
平元年に「是の歲、魏の明元帝崩ず」と書すの類の如きは

是なり。又兼て隣國の年號を記し、史を閱する者をして一覽瞭然たら使む。宋の元嘉二年に「^{*}是の歲、魏の神麀元年」と書すの類の如きは是なり。北史も亦南朝の事を兼記し、「^{*}魏の泰常五年、晉の恭帝 宋に禪位す」の類の如し。高齊紀に至りて則ち南朝を兼書し、并て後周の事に及ぶ。天保七年「^{*}魏の恭帝、位を周に遜ると書し、八年に「^{*}梁主位を陳に遜る」と書すの類の如し。周紀も亦南朝を兼書し、并て北齊の事に及ぶ。明帝元年に「^{*}梁の敬帝、位を陳に遜る」と書し、武成元年「^{*}齊の文宣帝殂す」と書すの類の如し。他、燕涼等の國の興滅の如きも亦一一附書す。此れ又南北史の體例なり。各史の書する所の帝號に至りては、又同じからざる者有り。宋・齊・魏の三史は本國の帝に於ては皆廟號を書すに、太祖・高祖・世祖の類の如し。而ども隣國は則ち其の名を斥す。梁・陳・周・齊の諸史は則ち本國に於ては廟號を書し、隣國於ては諡號を書す。南北史は則ち本國隣國皆諡號を書す。此又各史の帝號を書すの體例なり。各史の書法に又窒碍する者有り。史記は漢の高祖、微たりし時劉李と稱し、沛に封ぜらるるに及び、沛公と稱し、漢に王たりて漢王と稱し、即位して乃ち帝と稱す。此れ尙書舜典及び康王之誥に本き、最も古法と爲す。齊書は則ち蕭

道成微たりし時自り以て帝と爲るに至るまで皆太祖と稱す。梁書は蕭衍微たりし時自り以て帝と爲るに至るまで亦皆高祖と稱す。殊に分別無し。宋書は蕭道成未だ王に封ぜられざる以前は、即ち齊王と書す。昇明二年「太傅齊王に三望車を給す」、三年「太傅齊王に羽葆、鼓吹を加ふ」、而下は乃ち「^{*}太傅に詔し百揆を總べ、十郡に封じて、齊公と爲す」と書すが如し。齊書は蕭衍未だ王に封ぜられざる以前も亦即ち梁王と書す。中興二年「^{*}大司馬梁王詔して位を相國に進め、十郡に封じ、梁公と爲す」が如し。則ち更書するに王と書するは前に在り、公に封ぜらるるは後に在り。書法の混淆、此より甚しと爲すは莫し。梁書は陳霸先の未だ封ぜられざる時に于ては、皆其の官號を書し、司空と爲れば則ち司空陳霸先と書し、丞相と爲れば則ち丞相陳霸先と書す。此較合法爲り。北齊書の書法も亦此を失ふ者有り。魏の莊帝の時、孝武及び文帝尙は王爲り。應に即ち其の帝號を稱べからず。乃るに高隆之傳に「^{*}太昌の初め、隆之驃騎將軍と爲り、西魏の文帝と飲酒し、忿爭す。文帝坐せらるるに黜免を以てす」と云ふ。竟に隆之と帝王對飲し、帝廢せらるるが似し。孝靜帝の時、高歡・高澄皆臣なり。應に即ち其の追尊の帝號を書すべからず。乃るに歡に于ては已

に神武と書し、澄に于ては已に文襄と書す。則ち東魏は同朝に兩帝有るが似し。西魏の時、宇文泰も亦臣なり。應に即ち其の追尊の帝號を書すべからず。乃るに亦周の文帝と書す。河陰の戰に「西魏帝と周文竝に救に赴く」と書すが如きは、則ち亦西魏は同朝に兩帝有るが似し。周書も亦然り。此れ皆書法の失檢なる者なり。北史は魏紀に於て渤海王高歡、安定公宇文泰と書す。較斟酌、宜しきを得たりと爲す。又南北兼て隣國の大事を書すは、固り周密に屬す。然ども亦略分別無し。凡そ本國の事及び隣國の交兵通使の本國と相渉る者は自ずから應に其の月日依次を按じて書すべし。隣國の興滅崩立の類の若く、本國に於て渉る無き者は、則ち殂だ一年の末に於て、是の歲、某國に某事ありと附書す。内外を別にする以所なり。乃るに南北史は隣國の事を以て亦本國の事と例を一にし、毎月毎日の下に順敘するは、殊に界限無し。此の例は惟だ魏書のみ最も法を得たりと爲す。周齊の二書は亦南北史と同じ。「按に、齊梁書微たりし時自り帝と爲るに至まで皆太祖高祖と稱するは本く所有り。亦漢書高祖本紀亦是此の如かればなり。」

【語注】

○梁王蕭勿：—『陳書』卷三世祖紀に「是歲、周所立梁王蕭勿死、子歸代立」と有る。○齊の神武：—『周書』卷二文帝紀に「十三年春正月、茹茹寇高平、至于方城。是月、齊神武薨。其子澄嗣。是爲文襄帝」と有る。○陳の武帝：—『周書』卷四芽明帝紀に「是月、陳武帝薨、兄子蒨立、是謂文帝」と有る。○魏の相、字：—『北齊書』卷四文宣帝紀に「十二月、西魏相宇文覺受魏禪」と有る。○陳霸先：—『北齊書』卷四文宣帝紀に「冬十月乙亥、陳霸先・其主方智自立、是爲陳武帝、遣使稱藩朝貢」と有る。○是の歲、西：—『南史』卷一武帝紀に「是歲、魏明元皇帝泰常五年。西涼亡」と有る。○是の歲、魏：—『南史』卷一少帝紀に「是歲、魏明元皇帝崩」と有る。○是の歲、魏の神：—『南史』卷二文帝紀の元嘉三年の節に「是歲、魏神麴元年、太武皇帝伐赫連昌、滅之。乞伏熾盤死」と有る。○魏の泰常：—『北史』卷一太宗明元帝紀に「是月、晉恭帝禪位于宋」と有る。○魏の恭帝：—『南史』卷八敬帝紀に「十二月壬申、進太尉蕭勃爲太保。甲午、封前壽昌令劉劼爲汝陰王、前鎮西法曹行參軍蕭沈爲巴陵王、奉宋、齊二代後。庚子、魏恭帝遜位于周」と有る。○梁主位を：—『北史』卷

七太宗明元帝紀に「冬十月乙亥、梁主蕭方智遜位於陳。陳武帝遣使稱藩朝貢」と有る。○梁の敬帝：『北史』卷九世宗明帝紀に「冬十月癸酉、太師、趙國公李弼薨。己卯、

以大將軍、昌平公尉綱爲柱國。乙酉、祀圓丘。丙戌、祀方

丘。甲午、祭太社。陽平公李遠賜死。辛未、梁敬帝遜位於

陳」と有る。○齊の文宣：『南史』卷九文帝紀「冬十月

甲子、齊文宣帝殂」と有る。○太傅齊王：『宋書』卷十

順帝紀に「甲寅、給太傅齊王三望車」と有り、「丙辰、加

太傅齊王前部羽葆、鼓吹」と有る。○太傅に詔し：『宋

書』卷十順帝紀に「甲辰、崇太傅爲相國、總百揆、封十郡

爲齊公、備九錫之禮、加璽遠游冠、位在諸王上、加相國綠

綬、其驃騎大將軍、揚州牧、南徐州刺史如故」と有る。

○大司馬梁王：『南齊書』卷八和帝紀に「甲寅、詔大司

馬梁王進位相國、總百揆、揚州牧、封十郡爲梁公、備九錫

之禮、加遠游冠、位在諸王上、加相國綠綬」と有る。

○太昌の初め：『北齊書』卷十八高隆之傳に「從高祖起

義山東、以爲大行臺右丞。魏中興初、除御史中尉、領尙食

典御。從高祖平鄴、行相州事。從破四胡於韓陵、太昌初、

除驃騎大將軍、儀同三司。西魏文帝曾與隆之因酒忿競、文

帝坐以黜免」と有る。○西魏帝と：『北齊書』卷二神武

帝紀に「七月壬午、行臺侯景、司徒高昂圍西魏將獨孤信於金墉、西魏帝及周文竝來赴救。大都督沮狄干帥諸將前驅、神武繼進」と有る。

【現代語譯】

宋・齊の二書はただ自國の事を記載して、隣國の事はわずかに自國と交渉があった事だけ記載している。その他、隣國の興國、滅亡、崩御、即位があったとしても、そのことについては記載していない。つまり本國との交渉については、魏の場合は（さげすんで）索虜と記述し、魏の首領を虜僞主と記述し、或いは虜の統帥拓跋某と記述した。そのため『宋書』は列傳の後に並べて索虜傳を立てて、鮮卑吐谷渾と同じように扱った。『齊書』も列傳の後にまた魏虜傳を立て、芮芮、氐、羌と同じように扱った。これが『宋書』・『齊書』の二書の體例である。『魏書』の場合は自國の事件を詳しく記載して、隣國の事件についても記載している。しかしその場合、東晉の諸帝についてはその名前を記し、宋齊梁の諸帝についてはさげすんで島夷劉裕、島夷蕭道成、島夷蕭衍と記述している。西魏及び周の場合は、またその名前を記し、竇炬と言ひ、黑獺と言つた。列傳の

後にまた島夷劉蕭諸傳を立て、匈奴・劉聰鐵弗・劉虎等と同じように扱った。これが『魏書』の體例である。『梁書』『陳書』の二書は、(魏について)索虜と呼ぶことはなく、國號で呼んでいる。それにあわせて、魏・齊・周の諸帝は皆諡號で呼んでいる。そうであっても『梁書』もまたただ自國の事を詳しく敘述するだけで、北朝に關しては、本國との交戦や使者の往來などを除くその他の事は、魏の宣武帝や孝明帝などの諸帝の崩御・即位、及び大通二年に爾朱榮が胡太后を殺害し莊帝を擁立、中大通二年に莊帝が爾朱榮を殺害しまた爾朱榮の殘黨に莊帝が殺害された、というような事件は一概に記していない。『陳書』はあわせて、蕭勿の一國を記し、天嘉三年の「梁の王蕭勿が死に、子の歸が代つて即位した」というような事は記している。しかし、天嘉元年に周の明帝が死に、武帝が即位し、二年に齊の孝昭帝が死に、武成帝が即位した等の事はまた一概に記していない。これはまた『梁書』『陳書』の二書の體例である。『北齊書』『周書』の二書は、隣國の大事件を記すだけではなく、あわせて隣國の君主を某帝と記している。『周書』の大統十三年に「齊の神武帝が崩御し、子の澄が後を嗣いだ。これを文襄帝とした」と記し、武成元年には

「陳の武帝が崩御し、兄子の蒨が即位した。これを文帝とした」と記した類、齊書は天保七年に「魏の宰相である宇文覺が魏の禪讓を受けた」と記し、八年に「陳霸先が君主を殺し、自ら即位した。これが陳の武帝である」と記したような形式である。これがまた『周書』・『齊書』二書の體例である。『南史』『北史』の二史は更に緻密であり、南史はただ併せて魏の事件を記すだけではない。燕涼などの國の興廢もまた記している。宋の永初元年に「この年、西涼が亡んだ」と記し、景平元年に「この年、魏の明元帝が崩御した」と記した類のようなものがこれである。又併せて、隣國の年號を記し、史書を見る者には一目瞭然とさせる。宋の元嘉二年に「この年、魏の神麴元年」と記す類のようなものがこれである。『北史』もまた南朝の事を併せて記述し「魏の泰常五年、晉の恭帝が宋に禪位した」の類のようなものである。高齊紀に至っては、南朝を併記し、後周の事に及んでいる。天保七年「魏の恭帝が位を周に讓った」と記し、八年に「梁の君主が位を陳に讓った」と記すようなものでがそれである。周紀もまた南朝を兼書し、併せて北齊の事に及んでいる。明帝元年に「梁の敬帝が位を陳に讓った」と記し、武成元年に「齊の文宣帝が死んだ」と記

すようなものがこれである。その他、燕涼などの國の興滅のような事もまた一つ一つ附記している。これもまた南北史の體例である。各史が記述している帝號に關しては、また同様でないものがある。宋・齊・魏の三史は自國の帝の場合のみな太祖・高祖・世祖のように記している。しかし、隣國の場合は、その名前を記している。梁・陳・周・齊の諸史の場合は、自國に關しては廟號を記述し、隣國に關しては諡號を記している。南北史の場合は、自國・隣國どちらもみな諡號を記している。これもまた各史の帝號を記す場合の體例である。それぞれの史書の書法にはまたわかりにくくさせている部分がある。『史記』には、漢の高祖が無名の時は劉季と稱し、沛に封ぜられるに及んで、沛公と稱し、漢の王となって漢王と稱し、即位してそこで帝と稱す。これは『尚書』舜典及び康王之誥にもとづく、最も古い書法である。『齊書』は蕭道成が無名の時から帝位に就くまで、皆太祖と稱している。『梁書』は蕭衍が無名の時から帝位に就くまで、また皆高祖と稱している。特に區別がない。『宋書』は蕭道成がまだ王に封ぜられる以前は、齊王と記している。昇明二年に「太傅齊王に三望車を賜った」、三年に「太傅齊王に羽葆、鼓吹を加えた」、その後は

「太傅に詔して百揆を統率し、十郡に封じて、齊公とした」と記している。『齊書』は蕭衍がまだ王に封ぜられる以前もまた梁王と記している。中興二年に「大司馬梁王に詔して位を相國に進め、十郡に封じ、梁公とした」として、更に言えば、王と記しているのが前にあって、公に封ぜられるのが後にある。書法の混淆がこれ以上ひどいものはない。『梁書』の陳霸先がまだ封ぜられていない時の場合は、皆その官號を記し、司空になれば司空陳霸先と記し、丞相となれば丞相陳霸先と記した。これは多少書法に整合性がある。『北齊書』の書法もまた整合性がない所がある。魏の莊帝の時に、孝武帝及び文帝はまだ王である。その帝號を稱すべきではないだろう。それなのに高隆之傳に「太昌の初め、隆之が驃騎將軍となり、西魏の文帝と酒を飲み、諍いを起こした。文帝は罰せられて免職させられた」とある。結局、隆之と帝王が向かい合って酒を飲み、帝王が廢せられたかのようなのである。孝靜帝の時は高歡・高澄は皆臣下である。追尊の帝號を記すべきではないだろう。そうであるのに、歡の場合はすでに神武と記し、澄の場合はすでに文襄と記している。これでは東魏には同じ王朝に二人の帝がいるようになる。西魏の時は宇文泰もまた臣下であっ

た。また追尊の帝號を記すべきではないだろう。そうであるのに、周の文帝を記すのに、河陰の戦では「西魏帝と周文がともに救出のために赴いた」と記していれば、これではまた西魏には同じ王朝に二人の帝王がいるようだ。『周書』もまたそうである。これは皆書法の缺點である。『北史』は魏紀において渤海王高歡、安定公宇文泰と記している。多少事情を汲み取っていて、よいと言える。又、南北史が併せて隣國の大事を記しているのは、もともと緻密に記している部類である。そうであっても、またほぼ區別がない。だいたい、本國の事及び隣國の交戦や通使の、本國と交渉あることは自ずからその日付の順序を考えて記すべきだろう。隣國の興滅崩立の類のように、本國において交渉がないことを記す場合は、ただ一年の末尾に、この年、某國に某事ありと記す。そうして、國內と國外を區別しているのである。それなのに南北史は隣國の事についてまた本國の事と體裁を同じようにし、毎月毎日の後に順に敘述するのは、特に際限を設けていない。この例は、ただ『魏書』だけが最も體系的だと言える。『周書』『齊書』の二書はまた南北史と同じである。「考えてみるに、『齊書』『梁書』は無名のときから帝位に就くまで、皆太祖・高祖と稱

するのは基づく所がある。また、『漢書』高祖本紀もまたこのようであるからである。」

(飯田 智子)

卷七

【原文】

1 齊書書法

齊書於宋齊嬪代之際脩書宋帝禪位策文一道璽書一道齊高帝固辭宋王公以下固請高帝乃許既即位封帝爲汝陰王築宮丹陽行宋正朔上書不爲表答表不爲詔是年五月汝陰王殂追諡爲宋順帝終禮依魏晉故事略無篡奪之迹蓋當時國史原本是如此且有沈約宋書爲成式也然於順帝遜位時猶書是日帝遜於東邸脩羽儀乘畫輪車出東掖門問今日何不奏鼓吹以見順帝之禪皆齊之所爲而順帝初不知者此尙存微意也其書齊明帝之弑海陵王云王有疾帝數遣御師占視乃殞之則更爲直筆蓋子顯本齊宗室其於明帝之篡奪及狀害高武子孫幾盡固不無隱恨焉故特書以著其惡非刻也至齊和帝之禪梁則書帝車駕自荊州東歸禪位於梁王夏四月禪詔至皇太后遜於外宮梁王奉帝爲巴陵王宮於姑熟行齊正朔一如故事戊辰薨年十五追尊爲齊和帝亦絕無一字涉於篡奪按南史梁武初欲遷帝於南海沈約以魏武不可慕虛名而受實禍爲對乃遣鄭伯禽進以生金和帝曰我死不須金醇酒

足矣乃飲酒一斗伯禽就而摺焉齊書乃全諱之蓋子顯是時方爲梁臣自不得不如此固無足怪獨其於宋臣之懷貳於齊者亦一一諱之殊屬無謂如王儉於齊高帝未建國之先早說以功高不賞以公今日地位不可復爲人臣并代爲游說褚淵等以成禪位之事見於南史者甚詳而齊書儉傳毫無一字其於宋臣之不忘故君者亦并諱之崔祖思當齊高輔政廷議將加九錫祖思曰君子愛人以德不宜如此高帝聞而不悅王琨當順帝遜位時攀車慟哭曰人以壽爲歡老臣以壽爲戚既不能先驅螻蟻頻見此事嗚咽不自勝事亦皆見南史而齊書祖思及琨傳一概不敘袁粲死而褚淵佐命齊朝當時民間有可憐石頭城寧爲袁粲死不作褚淵生之語齊書淵傳亦不載甚至淵傳論謂恩非已獨責人以死斯人主之所謬世情之過差也則更明言身事二姓本屬時勢當然而無可議矣此則子顯之顯然悖謬蓋因已亦以齊臣仕梁若於此等處直筆褒貶則已益置身無地故爲諸臣諱正以爲已諱也

【書き下し】

齊書の書法

齊書は、宋齊の代を嬪へるの際に於ては、宋帝の禪位の策文一道・璽書一道を脩書し、「齊の高帝は固く辭し、宋の王公以下は固く請ふ。高帝乃ち許し、既に即位して帝を封

じて汝陰王と爲し、宮を丹陽に築き、宋の正朔を行はしめ、書を上るも表と爲さず、表に答ふるも詔と爲さず。是の年五月汝陰王殂し、追諡して宋の順帝と爲し、終禮は魏晉の故事に依る」と。略ぼ篡奪の迹無し。蓋し當時の國史の原本は本よりはれ此の如し。且つ沈約宋書の成式と爲る有るなり。然ども順帝の位を遜るの時に於ては猶ほ「是の日帝は東邸に遜れ、羽儀を脩へ、畫輪車に乗り、東掖門より出で、『今日何ぞ鼓吹を奏せざる』と問ふ」と書せば以て順帝の禪は皆齊の爲す所にして順帝初め知らざる者を見ず。此れ尙ほ微意を存するなり。其の齊の明帝の海陵王を弑するを書するに「王に疾有り。帝數々御師を遣はし占視し乃ち之を殞せしむ」と云ふは則ち更に直筆と爲すなり。蓋し子顯は本齊の宗室にして其の明帝の篡逆及び、高武の子孫を戕害して幾ど盡くに於ては、固より隱恨無くんばあらず。故に特に書して以て其の惡を著すは刻に非ざるなり。齊の和帝の梁に禪するに至りては則ち「帝の車駕は荊州より東に歸り、位を梁王に禪る。夏四月禪の詔至り、皇太后は外宮に遜る。梁王は帝を奉じて巴陵王と爲し、姑熟に宮せしめ、齊の正朔を行はしめること一に故事の如し。戊辰薨ず。年十五、追尊して齊の和帝と爲す」と書す。亦た絶へて一

字として纂逆に渉る無し。按ずるに南史は「梁武は初め帝を南海に遷さんと欲し、沈約は魏武の『虚名を慕ひて實禍を受く可からず』を以て對と爲す。乃ち鄭伯禽を遣はし進めるに生金を以てせしむ。和帝曰く『我死するに金を須ひず、醇酒にて足る』と。乃ち酒を飲むこと一斗、伯禽就きて摺る」と書す。齊書は乃ち全く之を諱む。蓋し子顯は是の時方に梁臣と爲り自ら此の如からざるを得ず、固より怪しむに足る無し。獨り其の宋臣の貳を齊に懷く者に於ても亦た一一之を諱むこと殊に謂はれ無きに屬す。王儉は齊の高帝の未だ建國せざるの先に於て早に説くに「功高きも賞せられず。公の今日の地位を以て復た人臣爲る可からず」を以てし、并せて代りに爲に遊説し、褚淵等は以て禪位の事を成すが如き、南史に見る者甚だ詳らかなり。而るに齊書儉傳は毫も一字無し。其の宋臣の故君を忘れざる者に於ても亦た并せて之を諱む。崔祖思は、齊高の輔政に當り、廷議將に九錫を加へんとし、祖思曰く「君子は人を愛するに德を以てす。宜しく若の如くすべからず」と。高帝聞きて悦ばず。王琨は順帝の位を遜るの時に當り、車に攀り慟哭して曰く「人は壽を以て歡と爲し、老臣は壽を以て戚と爲す。既に螻蟻に先驅する能はず。頻りに此の事を見る」

と。嗚咽して自ら事に勝へず。亦た皆南史に見ゆ。而るに齊書は祖思及び琨傳一概に敘せず。袁粲死して褚淵は命を齊朝に佐く。當時民間に「憐れむべし石頭城、寧ろ袁粲が死を爲して褚淵が生を爲さざるを」の語有り。齊書淵傳も亦た載せず。甚だしきは淵傳の論に至り「恩は己獨りに非ず。人を責むるに死を以てするは斯れ人主の謬る所にして世情の過差なり」と謂ひ、則ち更に身の二姓に事ふるは本より時勢の當然にして議す可き無きに屬するを明言す。此れ則ち子顯の顯然として悖謬するは蓋し己も亦た齊臣を以て梁に仕ふるに因る。若し此れ等の處に於て褒貶を直筆すれば則ち己は益々身を置くに地無し。故に諸臣の爲に諱むは正に以て己の爲に諱むなり。

【語注】

○齊の高帝は……『南齊書』卷一高帝本紀上に「太祖三辭宋帝王公以下固請。兼太史令、將作匠陳文建奏符命曰、六、亢位也。後漢自建武至建安二十五年、一百九十六年而禪魏、魏自黃初至咸熙二年、四十六年而禪晉、晉自太始至元熙二年、一百五十六年而禪宋、宋自永初元年至昇明三年、凡六十年、咸以六終六受。六、亢位也。驗往揆今、若斯昭著。」

敢以職任、備陳管穴。伏願順天時、膺符瑞。二朝百辟又固請。尚書右僕射王儉奏、被宋詔遜位。臣等參議、宜剋日輿駕受禪、撰立儀注。太祖乃許焉」と有り、『南齊書』卷二高帝本紀下に「封宋帝爲汝陰王、築宮丹陽縣故治、行宋正朔、車旗服色、一如故事、上書不爲表、答表不稱詔」と有る。○是の日帝は……『南齊書』卷一高帝本紀に「是日宋帝遜于東邸、備羽儀、乘畫輪車、出東掖門、問今日何不奏鼓吹、左右莫有答者」と有る。○王に疾有り……『南齊書』卷五海陵王本紀に「十一月、稱王有疾、數遣御師占視、乃殞之」と有る。○帝の車駕は……『南齊書』卷八和帝本紀に「夏四月辛酉、禪詔至、皇太后遜外宮。丁卯、梁王奉帝爲巴陵王、宮于姑熟、行齊正朔、一如故事。戊辰薨、年十五。追尊爲齊和帝、葬恭安陵」と有る。○梁武は初め……

『南史』卷五齊本紀下和帝に「初、梁武帝欲以南海郡爲巴陵國邑而遷帝焉、以問范雲、雲俛首未對。沈約曰、今古殊事、魏武所云、不可慕虛名而受實禍。梁武頷之。於是遣鄭伯禽進以生金。帝曰、我死不須金、醇酒足矣。乃引飲一升、伯禽就加摺焉」と有る。○功高きも賞……『南史』卷二十二王儉傳に「儉素知帝雄異、後請閒言於帝曰、功高不賞、古來非一、以公今日位地、欲北面居人臣、可乎。帝正色裁

之、而神采內和」と有る。○君子は人を……『南史』卷四十七崔祖思傳に「帝之輔政、衆議將加九錫、内外皆贊成之、祖思獨曰、公以仁恕匡社稷、執股肱之義。君子愛人以德、不宜如此。帝聞而非之」と有る。○人は壽を以……『南史』卷二十三王琨傳に「順帝即位、進右光祿大夫。順帝遜位、百僚陪列、琨攀畫輪嬾尾慟泣曰、人以壽爲歡、老臣以壽爲戚。旣不能先驅螻蟻、頻見此事。嗚噫不自勝、百官人人雨淚」と有る。○憐れむべし……『南史』卷二十八褚彥回傳に「然世頗以名節譏之、于時百姓語曰、可憐石頭城、寧爲袁粲死、不作彥回生」と有る。○恩は己獨り……『南齊書』卷二十三褚淵傳に「夫爵祿旣輕、有國常選、恩非己獨、責人以死、斯故人主之所同謬、世情之過差也」と有る。

【現代語譯】

『齊書』は、宋齊の禪讓の事について、宋帝の禪位の策文一道・璽書一道を書き備え、「齊の高帝は固く辭退したが、しかし宋の王公以下は固く請い、高帝はそこで承諾し、即位した後に宋帝を汝陰王に封じ、宮殿を丹陽に築き、宋の正朔を行わせ、書を上っても表とせず、表に答えても詔としなかった。是の年の五月に汝陰王は歿し、追諡して宋の

順帝とし、葬儀の禮は魏晉の時の故事に依った」という。(このように『齊書』では)ほとんど篡奪の形跡が無い。思うに當時の國史の原本はもとこのようであったのだろう。その上沈約の『宋書』があり、成式と爲っていた。しかしながら順帝が位を遜る時について「是の日、宋帝は東邸に遜れ、羽儀を備え、畫輪車に乗り、東掖門から出るにあたり、『今日どうして軍樂を鳴らさなかったのか』と問うた」と書いているのは、順帝の禪讓がすべて齊の策謀で、順帝は初めから知らなかったことを示しており、これはなお微意を存している。齊の明帝が海陵王を弑したことについて「王に疾病があった。明帝はしばしば醫師を遣わし様子を窺って王を殺させた」と書いているのは、とりもなおさず直筆である。おそらく蕭子顯はもと齊の宗室なので、明帝の篡逆及び高帝・武帝の子孫を殺し盡くしたことに關してはもともと怨恨が無いわけではない。だから特別にその惡事を書き著したのは嚴しいことではなかった。齊の和帝が梁に禪讓するに至ったときについては「帝の車駕は荊州から東に歸り、位を梁王に禪る。夏四月禪讓の詔が至り、皇太后は外宮に遜れた。梁王は帝を奉じて巴陵王とし、姑熟に居らせて齊の正朔を行わせたのはすべて故事の

通りである。戊辰に薨じた。年は十五歳、追尊して齊の和帝とした」と書いており、これについてもまったく一字も篡逆のことについて觸れていない。考えてみるに、『南史』では「梁の武帝は初め和帝を南海に遷そうとしたが、沈約は魏の武帝の『虚名を慕って實禍を受けてはいけない』を引いて答えた。こうして鄭伯禽を遣わして生金を進めさせた。しかし和帝は『私は死ぬのに金を須いずとも醇酒でこ」と足りる』といい、酒を一斗飲んだ。伯禽はことを遂げて報告した」と書いているが、『齊書』はしかしながら全くこの件について諱んでいる。おそらく蕭子顯は是の時機より梁臣となっており、自らこのようにせざるおえなかったものであり、もともと怪しむに足らない。ただ宋臣が齊に貳を懷く場合においても亦た一一之を諱むのは殊に謂われの無いことである。王儉は齊の高帝が未だ建國しない前から早くも「功績が高いのに賞せられません。貴方の今の地位では二度と人臣となることはできないでしょう」と説き、さらに代りに高帝の爲に遊説し、褚淵等も(高帝の爲に)禪位の裏工作をしたようなことは、『南史』に甚だ詳しく見える。しかしながら『齊書』王儉傳ではこのことについて一字も書いていない。其の宋臣で故君を忘れなかった者

においても亦た并せて之を諱んでいる。崔祖思は、齊の高帝が輔政の任に當ったとき、廷議が九錫を加えようとし、祖思は「君子は人を愛するのに徳を用いるものです。このようなことをしてはいけません」といった。高帝はこれを見て悦ばなかった。王琨は順帝が位を遜る時に當り、車に取り縋って慟哭し、「人は長壽を以て歡びとし、老臣は長命を以て憂いとします。もう蟲けらどもに先だつことなどできません。頻りに此の事を見ます」といい、嗚咽して自ら事に勝えられなかった事などは、兩方とも『南史』に見える。しかしながら『齊書』崔祖思及び王琨傳では全く敘述していない。袁粲が死に、褚淵が齊王朝を助けた事について、當時民間に「憐なことである石頭城のことは。たとえ袁粲のように死んでも、褚淵のように生きることをしてない」という諺があつたけれども、『齊書』褚淵傳も亦た載せていない。甚だしいのは褚淵傳の論に、「恩を被ったのは自分だけではない。人を責めるのに死を以てするのは人主の謬る所であつて、世情の過ちである」と謂っており、つまりあらためて自身が二王朝に事えたのは本より時勢のしからしめる所であつたと明言しているのは、子顯の明確な誤りであり、おそらく自身も亦た齊臣でありながら梁に

仕えたから、若し此れ等の處において褒貶を直筆したならば自分自身ますます身の置き場がなくなってしまう。だから諸臣の爲に諱んだというのは、まさに己の爲に諱んだのであろう。

(齋藤 昭敏)

【原文】

2 齊書編次失當處

齊書衡陽王道度等乃高帝兄弟自應編在高帝諸子之前乃反編在武帝諸子之後蕭景先蕭赤斧蕭湛蕭坦之亦宗室也又不入宗室而另爲列傳其列諸帝子傳又先以文惠太子序于豫章王嶷之前疑乃高帝子文惠乃武帝子于嶷爲從子豈可亂其序乎

【書き下し文】

齊書の編次失當の處

齊書の衡陽王道度等は、乃ち高帝の兄弟、自ら應に編じて高帝諸子の前に在るべし。乃るに反つて編じて武帝諸子の後に在り。蕭景先・蕭赤斧・蕭湛・蕭坦之も亦た宗室なり。又宗室に入れずして、別に列傳を爲り、其の諸帝子傳に列す。又先づ文惠太子を以て豫章王嶷の前に序す。嶷は乃ち高帝の子。文惠は乃ち武帝の子。嶷に于て從子と爲す。豈

に其の序を亂す可けんや。

【語注】

○衡陽王道度……『南齊書』卷四十五に有る衡陽王道度・始安貞王道正を指す。○蕭景先・蕭……蕭景先・蕭赤斧は卷三十八、蕭謚・蕭坦之は卷四十二に列す。

【現代語譯】

『齊書』に記載されている衡陽王道度らは、高帝の兄弟であるので、編纂する際には高帝諸子の前に在るべきであろう。それなのに武帝諸子の後に傳を立てている。蕭景先・蕭赤斧・蕭謚・蕭坦之は宗室の人物であるが、宗室の列傳に入れないで、それとは別に列傳を作り、諸帝子傳に列している。また文惠太子を豫章王疑の前に記しているが、疑は高帝の子であり、文惠は武帝の子である。疑にとって文惠は甥である。どうして順序を亂すことをするのか。

(關 清孝・大兼 健寛)

【原文】

3 齊書繁簡失當處

齊書多載詞章少載事實蓋亦仿宋書之例如豫章王疑傳載其辭殊禮一表答表一詔又辭俠轂隊儀仗二表答表一詔又請以東府新齋拆奉太子一表答表一詔又因唐寓之反請去州縣苛碎條制一表及薨後竟陵王子良請如殊禮一表答表一詔又樂靄與竟陵王子良一牋共一萬五六千字「蕭子顯即豫章王之子爲其父作傳故特多表揚」王儉傳載其諫改紫極殿爲宣陽門一疏請解領選一表再求解選一表共二千餘字王僧虔傳載其請止聲樂一疏請除獄中湯殺人一疏又檀珪乞官一書僧虔答一書珪又乞一書共三千餘字蕭穎胄傳載其起兵時檄文一道共二千餘字竟陵王子良傳載其諫遣臺使徵租一疏請赦逋租省刑息役諫射雉等疏共三千餘字崔祖思傳載其崇節儉省刑獄定樂律開屯田設史官招賢才等疏共二千餘字雖多有關時事然何妨節存之乃連篇累牘不減一字何以徒費筆墨若此又張敬兒傳忽載沈攸之責齊高一書齊高荅攸之一書王敬則傳忽載竟陵王子良請罷塘役折錢一表蘇侃傳忽載齊高塞客行一首更覺無甚關涉母怪乎愈形其蕪雜也及其敘事則又有應詳而反略者明帝殺高武子孫之在外者皆令典籤殺之籤帥之權重若此是當時矯枉過正一大弊政南史於巴陵王子倫傳述之甚詳而齊書略無一字明帝病急救竟陵王昭胄等六十餘人入永福省辦棺材數十具期三更盡殺之上暫卧會子恪逃在外至是徒跣奔至建陽門上聞驚覺曰未賜諸王命

耶及見子恪顧問流涕乃皆赦諸王得不殺南史因此特立子恪傳以載其事而齊書子恪無傳僅附於豫章王嶷傳數語此皆繁簡之失當者也

【書き下し】

齊書の繁簡 失當の處

齊書 詞章を載すること多く、事實を載すること少きは、蓋し亦た宋書の例に仿ふなり。豫章王嶷傳に、其の殊禮を辭するの一表、表に答ふるの一詔、又俠轂隊の儀仗を辭するの二表、表に答ふるの一詔、又東府の新齋を以て拆きて太子に奉ぜんことを請ふの一表、表に答ふるの一詔、又唐寓之の反に因りて州縣の苛碎の條制を去らんことを請ふの一表、及び薨後に竟陵王子良 殊禮を加へんことを請ふの一表、表に答ふるの一詔、又樂靄の竟陵王子良に與ふるの一牋を載せ、共に一萬五六千字、「蕭子顯は、即ち豫章王の子なり。其の父の爲に傳を作るが故に、特に表揚すること多し」王儉傳に、其の紫極殿を改めて宣陽門と爲すを諫むるの一疏、領選を解かんことを請ふの一表、再び選を解かんことを求むるの一表を載せ、共に二千餘字、王僧虔傳に、其の聲樂を正さんとするを請ふの一疏、獄中に湯もて

人を殺すを除かんことを請ふの一疏、又檀珪 官を乞ふの一書、僧虔 答ふるの一書、珪又乞ふの一書を載せ、共に三千餘字、蕭穎胄傳に、其の起兵の時の檄又一道を載せ、共に二千餘字、竟陵王子良傳に、其の臺使を遣りて租を徵するを諫むるの一疏、逋租を赦し刑を省き役を息めんことを請ひ、射雉を諫むる等の疏を載せ、共に三千餘字、崔祖思傳に、其の節儉を崇び刑獄を省き、樂律を定め屯田を開き、史官を設け賢才を招く等の疏を載せ、共に二千餘字の如き、時事に關有ること多しと雖も、然れども何ぞ之を節存するを妨げん。乃るに連篇累牘して一字も減ぜず、何を以て徒らに筆墨を費やすこと此の若きなるか。又張敬兒傳に、沈攸之の齊高を責むるの一書、齊高の攸之に答ふるの一書を忽載し、王敬則傳に竟陵王子良の塘役・折錢を罷めんことを請ふの一表を忽載し、蘇侃傳に齊高の塞客行一首を忽載するは、更に甚だしくは關涉無きを覺ゆ。愈々其の蕪雜を形はすを怪しむ毋かれ。其の敘事に及びては、則ち又應に詳かにすべきなるも、反つて略する者有り。「明帝高・武の子孫の外に在る者を殺すに、皆典籤をして之を殺さしむ」と。籤帥の權 重きこと此の若し。是れ當時の矯枉過正の一大弊政なり。南史は巴陵王子倫傳に於て之を述

ぶること甚だ詳なるに、齊書は略して一字も無し。「明帝^{*}病急なり。竟陵王・昭胄等六十餘人に敕し、永福省に入らしめ、棺材數十具を辨し、三更を期して盡く之を殺さんとす。上暫く卧するに、會く子恪逃れて外に在り。是に至りて徒跣して奔りて建陽門に至る。上聞き、驚覺して曰く、『未だ諸王に命を賜はざるか』と。子恪を見るに及び顧問流涕し、乃ち皆赦す。諸王殺されざるを得」と。南史は此に因りて特に子恪傳を立て、以て其の事を載す。而るに齊書は子恪に傳無く、僅かに豫章王疑傳に數語を附するのみ。此れ皆繁簡の失當する者なり。

【語注】

○豫章王疑傳——『南齊書』卷二十一。○王儉傳——『南齊書』卷二十三。○王僧虔傳——『南齊書』卷三十三。○蕭穎胄傳——『南齊書』卷三十八。○竟陵王子良傳——『南齊書』卷四十。○崔祖思傳——『南齊書』卷二十七。○張敬兒傳——『南齊書』卷二十五。○王敬則傳——『南齊書』卷二十六。○蘇侃傳——『南齊書』卷二十八。○明帝高武——『南史』卷四十四齊武帝諸子、巴陵王子倫傳に「先是高帝、武帝爲諸王置典籤帥、一方之事、悉以委之。每至覲接、輒留心顧

問、刺史行事之美惡、係於典籤之口、莫不折節推奉、恆慮弗及、於是威行州部、權重蕃君……及明帝誅異己者、諸王見害、悉典籤所殺、竟無一人相抗」と有る。○明帝病急——『南史』齊高帝諸子上、子恪傳に「及大司馬王敬則於會稽反、奉子恪爲名、而子恪奔走、未知所在。始安王遙光勸上併誅高・武諸子孫、於是竝敕竟陵王昭胄等六十餘人入永福省、令太醫煮椒二斛、并命辦數十具棺材、謂舍人沈徽孚曰、椒熟則一時賜死。期三更當殺之。會上暫臥、主書單景雋啟依旨斃之、徽孚堅執曰、事須更審。爾夕三更、子恪徒跣奔至建陽門。上聞驚覺曰、故當未賜諸侯命邪。徽孚以答上撫牀曰、遙光幾誤人事。及見子恪、顧問流涕、諸侯悉賜供饌。以子恪爲太子中庶子」と有る。○豫章王疑傳——『南齊書』卷二十一。

【現代語譯】

『(南)齊書』が、詞章を記載することが多く、事實を記載することが少ないのは、思うにまた『宋書』の例にならったのである。豫章王疑傳に、その殊禮を辭した一表、(その)表に答えた一詔、又俠轂隊の儀仗を辭した二表、(その)表に答えた一詔、又東府の新齋を壞して太子に奉ずる

ことを願ひ出た一表、(その)表に答えた一詔、又唐寓之の反に因つて州縣の煩瑣な條制を除くことを要請した一表、及び薨後に竟陵王子良が殊禮を加えることを願ひ出た一表、(その)表に答えた一詔、又樂靄が竟陵王子良に送った一牋を載せ、合計一萬五六千字、「蕭子顯は、すなわち豫章王の子である。その父の爲に傳を作つた故に、とりわけ表揚することが多いのである」王儉傳に、その紫極殿を改めて宣陽門とするのを諫めた一疏、領選を解くことを願ひ出た一表、再び選を解くことを求めた一表を載せ、合計二千餘字、王僧虔傳に、その聲樂を正すことを願ひ出た一疏、獄中に湯で囚人を煮殺すことを廢止せんと願ひ出た一疏、又檀珪が任官を乞うた一書、僧虔が答えた一書、珪が又乞うた一書を載せ、合計三千餘字、蕭穎胄傳に、その起兵の時の檄文一道を載せ、合計二千餘字、竟陵王子良傳に、その臺使をつかわして租税を徵收することを諫めた一疏、滯納の租税や刑役を免除することを要請し、射雉を諫める等の疏を載せ、合計三千餘字、崔祖思傳に、その節儉を貴び刑獄を省き、樂律を制定し屯田を開き、史官を設け賢才を招く等の疏を載せ、合計二千餘字のようなのは、時事に關わりがあることが多いけれども、そうであっても、一體

どうしてこれらを省略して載せるのに支障があるのであるうか。それなのに連篇累牘して一字も削らないのは、一體どうして筆や墨を浪費することがこれほどであるのか。更にまた張敬兒傳に、沈攸之が齊の高帝を責めた一書、齊の高帝が攸之に答えた一書を唐突に載せ、王敬則傳に竟陵王子良が塘役・折錢を罷めることを願ひ出た一表を唐突に載せ、蘇侃傳に齊の高帝の塞客行一首を唐突に載せているのは、いよいよ甚だしく關わりが無いように思われる。いっそうその蕪雜さが露呈していることを怪しむ必要はない。その敘事に及ぶと、更にまた詳細にすべきであるのに、逆に粗略にしている部分がある。「明帝が高帝・武帝の子孫で外にいる者を殺そうとし、典籤に全員を殺害させた」と。籤帥の權勢はこれほど重かった。これは當時の矯枉過正の一大弊政である。「南史」では巴陵王子倫傳においてこのことを非常に詳細に述べているが、『(南)齊書』は省略して一字も(言及し)ない。「明帝は病が重くなった。竟陵王・昭胄等六十餘人に敕令し、永福省に入らせ、棺材數十具を用意させ、眞夜中を待って彼らを皆殺しにしようとした。上が暫く卧していた時、偶然に子恪は逃れて外にいた。そこで素足で駆けつけて建陽門に至った。上は聞きつけて、

驚き悟って『まだ諸王に命を賜っていないのか』と言った。子恪を見るに及んで顧問し涙を流し、そこですべてを赦免した。(その結果) 諸王は殺されなかった」と。『南史』はこれに因って特別に子恪傳を立て、その事を記載している。そうであるのに『(南) 齊書』には子恪に傳がなく、わずかに豫章王嶷傳に數語が附記してあるだけである。これらはいずれも繁簡の當を失った所である。

(桑瀨 明子)

【原文】

4 齊書立傳太少

齊書立傳亦太少如朱買奉命領兵戍甬城謂人曰我一子當得官人問其故曰若不殺賊便爲賊殺弱息不爲世子卽爲孝子蓋謂殺賊則有功封被賊殺則有恤蔭也後守城果與魏軍戰被斬其屍猶據鞍奔還此豈得無傳乃僅於周盤龍傳內附見之董僧慧爲晉安王子懋防閤當明帝賊殺諸王時僧慧欲起義向闕曰此州雖小孝武嘗因之今興師以請蒼梧之罪誰能對之子懋猶豫兵散被殺僧慧號哭爲喪殯王元邈欲執之僧慧曰晉安舉兵僕實豫議古人云非死之難得死爲難僕得爲主人死無憾矣願至主人大斂畢退就湯鑊元邈許之子懋之子昭基年九歲以小絹爲書問消息僧慧見之曰此郎君書也悲慟而卒南史載之甚詳乃齊書既不入孝義傳

并不附見於子懋傳後又如魏孝文至壽陽崔慶遠出城與魏主反覆酬答卒使魏斂兵而去其應對實足華國與張暢在彭城對魏軍李孝伯之語前後正相輝映張暢既立傳於宋書矣此亦豈得無傳乃僅附見於蕭遙昌傳此又略其所不當略也

【書き下し】

『齊書』も傳を立つること亦た太だ少なし。朱買は命を奉じて兵を領し甬城を戍る。「人に謂ひて曰く、『我が一子當に官を得るべし』と。人其の故を問ふ。曰く、『若し賊を殺さざれば、便ち賊の爲に殺さる。弱息世子と爲らず、卽ち孝子と爲る』と」と。蓋し賊を殺さば則ち有功もて封ぜられ、賊に殺さるれば則ち有恤もて蔭せらるるを謂ふならん。後城を守り、果たして魏軍と戦ひ斬らる。其の屍は猶ほ鞍に據りて奔り還る。此れ豈に傳無きを得んや。乃るに僅かに周盤龍傳の内に於て之を附見するのみ。董僧慧晉安王子懋の防閤と爲る。明帝の諸王を賊殺せんとするの時に當り、僧慧起義せんと欲し闕に向ひて曰く、『此の州小なりと雖も、孝武嘗て之に因る。今師を興し以て蒼梧の罪を請はば、誰か能く之に對へん』と。子懋猶豫し、兵散じて殺さる。僧慧號哭し、喪殯を爲す。王元邈

之を執へんと欲す。僧慧曰く、『晉安 兵を擧げ、僕實に議に豫る。古人云ふ『死の難きに非ず、死を得るを難しと爲す』と。僕 主人の爲に死するを得ば憾無けん。願はくば主人の大斂 畢るに至り、退きて湯鑊に就かん』と。元邈之を許す。子懋の子 昭基は、年九歳。小絹を以て書を爲し消息を問ふ。僧慧之を見て曰く、『此れ郎君の書なり』と。悲慟して卒す』と。『南史』は之を載すこと甚だ詳らかなり。乃るに『齊書』は既に孝義傳に入れず、并せて子懋傳の後に附見せざるが如く、又魏の孝文 壽陽に至り、崔慶遠 城を出で魏主と反覆酬答す。卒に魏をして兵を斂めて去らしむ。其の應對は實に國を華すること、張暢の彭城に在りて魏軍の李孝伯に對するの語と、前後 正に相ひ輝映するに足る。張暢は既に傳を宋書に立つ。此れ亦た豈に傳無きを得んや。乃るに僅かに蕭遙昌傳に附見するのみの如きは、此れ又其の當に略すべからざる所を略すなり。

【語注】

○『齊書』も……『陔餘叢考』卷六に「宋書立傳太少」が有る。○人に謂ひて……『南齊書』卷二十九列傳第十に「謂人曰、我今作角城戍、我兒當得一子。或問其故。買曰、

角城與虜同岸、危險具多。我豈能使虜不敢南向。我若不沒虜、則應破虜。兒不作孝子、便當作世子也」と有る。○『南史』は……『南史』卷四十四列傳第三十四に「防閣董僧慧攘袂曰、此州雖小、孝武亦嘗用之。今以勤王之師、橫長江、指北闕、以請鬱林之過、誰能對之」と有り、「僧慧曰、晉安舉義兵、僕實豫議。古人云非死之難、得死之難。僕得爲主人死、不恨矣。願至主人大斂畢、退就湯鑊、雖死猶生。玄邈義而許之。還具白明帝、乃配東冶。言及九江時事、輒悲不自勝。子懋子昭基、九歳。以方二寸絹爲書、參其消息。并遺錢五百、以金假人、崎嶇得至。僧慧觀書對錢曰、此郎君書也。悲慟而卒」と有る。○其の應對は……崔慶遠の問答の様子は、『南齊書』卷四十五列傳第二十六に「二年、虜主元宏寇壽春。遣使呼城內人。遙昌遣參軍崔慶遠、朱選之詣宏。慶遠曰、旌蓋飄飄、遠涉淮泗、風塵慘烈、無乃上勞。宏曰、六龍騰躍、倏忽千里、經途未遠、不足爲勞。慶遠曰、川境旣殊、遠勞軒駕。屈完有言、不虞君之涉吾地也、何故。宏曰、故當有故。卿欲使我含瑕依違、爲欲指斥其事。慶遠曰、君包荒之德、本施北政未承來議、無所含瑕。宏曰、朕本欲有言、會卿來問。齊主廢立、有其例不。慶遠曰、廢昏立明、古今同揆。中興克昌、豈唯一代。

主上與先武帝、非唯昆季、有同魚水。武皇臨崩、託以後事。嗣孫荒迷、廢爲鬱林、功臣固請、爰立明聖。上逼太后之嚴令、下迫羣臣之稽顙、俯從億兆、踐登皇極。未審聖旨、獨何疑怪。宏曰、聞卿此言、殊解我心。但哲婦傾城、何足可用。果如所言、武帝子弟今皆何在。慶遠曰、七王同惡、皆伏管蔡之誅、其餘列蕃二十餘國、內升清階、外典方牧。哲婦之戒、古人所惑。然十亂盈朝、實唯文母。宏曰、如我所聞、靡有子遺。卿言美而乖實、未之全信」と有る。○張暢の彭城に……『宋書』卷五十九列傳第十九に「暢宣世祖問、致意魏主、知欲相見、常遲面寫。但受命本朝、過蒙藩任、人臣無境外之交、恨不暫悉。且城守備防、邊鎮之常、但悅以使之、故勞而無怨耳。太尉、鎮軍得所送物、魏主意、知復須甘橘、今竝付如別。太尉以北土寒鄉、皮褶脫是所須、今致魏主。螺杯、雜粽、南土所珍、鎮軍今以相致。此信未去、燾復遣使令孝伯傳語曰、魏主有詔語太尉、安北、近以騎至、車兩在後、今端坐無爲、有博具可見借。暢曰、博具當爲申啟。但向語二王、已非遜辭、且有詔之言、政可施於彼國、何得稱之於此。孝伯曰、詔之與語、朕之與我、竝有何異。暢曰、若辭以通、可如來談。既言有所施、則貴賤有等。向所稱詔、非所敢聞。孝伯又曰、太尉、安北是人臣與

非。暢曰、是也。孝伯曰、隣國之君、何爲不稱詔於隣國之臣。暢曰、君之此稱、尙不可聞於中華、況在諸王之貴、而猶曰隣國之君邪。孝伯曰、魏主言太尉、鎮軍竝皆年少、分闕南信、殊當憂邑。若欲遣信者、當爲護送。脫須騎者、亦當以馬送之。暢曰、此方間路甚多、使命日夕往來、不復以此勞魏主。孝伯曰、亦知有水路、似爲白賊所斷。暢曰、君著白衣、故稱白賊邪。孝伯大笑曰、今之白賊、亦不異殂巾、赤眉。暢曰、殂巾、赤眉、似不在江南。孝伯曰、雖不在江南、亦不在青、徐也。暢曰、今者青、徐、實爲有賊、但非白賊耳。虜使云、向借博具、何故不出。暢曰、二王貴遠、殂聞難徹。孝伯曰、周公握髮吐哺、二王何獨貴遠。暢曰、握髮吐哺、本施中國耳。孝伯曰、賓有禮、主則擇之。暢曰、昨見衆賓至門、未爲有禮。俄頃送博具出、因以與之」と有る。○張暢は既に……『宋書』卷五十九列傳第十九。

【現代語譯】

『南齊書』もまた傳を立てることが大變少ない。朱買は命を奉じて兵を統率し甬城を守った。「(朱買が)人に言うには、『私の愚息はまさしく官位を得るはずだ』と。ある人がその理由を尋ねた。すると『もし賊を殺さなければ、賊

の爲に殺されてしまう。愚息は世子とならず、孝子となつてしまふ』と答えた」とある。思うに賊を殺したのであればその功績により封じられ、賊に殺されたのであればその憐れみにより官位を得ることが出来るということを書いてあるであろう。その後、城を守り、ついに北魏軍と戦つて斬られた。その遺體は鞍に載せられて歸つて來た。これでは一體どうして傳が無くてよいであろうか。それなのに（彼の經歷は）僅かに周盤龍傳の中に附見されているだけである。董僧慧が晋安王子懋の防閤となつた。明帝が諸王を損ない殺そうとした際には、僧慧は義憤から舉兵しようとし城門に向かつて言うには「『この州は小さいとはいへ、かつて孝武帝がその身を起こされた所です。今軍隊を興し蒼梧での罪をこいねがったとすれば、一體誰がこれに答えることができましょう』と。（しかし）子懋は躊躇し、（その結果）部隊は破れて（子懋は）殺された。僧慧は慟哭し、かりもがりの儀式を取り行つた。（その際）王元逸は僧慧を捕らえようとした。（そこで）僧慧は『晋安王の舉兵の際に、私は密接に關わっていました。古人は言っています『死ぬことが難しいのではなく、死に様が難しいのだ』と。私は主人の爲に死ぬことが出来れば怨みはあり

ません。どうか主人の葬儀が滞りなく終了すれば、退いて煮殺しの刑に服させて頂きたい』と述べた。王元昶はこの願いを聞き入れた。子懋の子昭基は、年九つ。小絹を用いて手紙を認め（父親の）消息を尋ねた。僧慧は手紙を見て『これは郎君の書である』と述べた。悲しみのあまり慟哭し、亡くなった』と。『南史』はこの一件を事細かく載せている。しかし『南齊書』は孝義傳に入れていなく、加えて子懋傳の後に附見していないようであり、又北魏の孝文帝が壽陽に到着し、（そこで）崔慶遠は城を出て魏主と問答を繰り返した。（そして）ついには魏軍をして兵を統率して歸還させた。その對應は誠に國を彩ること、張暢が彭城で魏軍の李孝伯に對應した言葉と、その前後はまことに充分際立っているとするの充分である。張暢は傳記を『宋書』に立てている。これもまた一體どうして傳が無くてよいのであろうか。それなのに（これも）僅か蕭遙昌傳に附見されているだけであるのようなのは、これもまた省略すべきではない箇所を省略したものである。

（河井 義樹）

【原文】

5 齊書原本

齊書檀超傳齊初置史官超與江淹充其選上表請立條例謂封爵
詳本傳無煩年表應立十志律歷禮樂天文五行郊祀刑法藝文依
班固朝會輿服蔡邕司馬彪州郡依徐爰百官依范蔚宗并請立
帝女處士列女傳詔內外詳議王儉謂宜增食貨省朝會而帝女傳
不必立超史功未就而卒淹撰成之然則蕭子顯所撰齊書蓋本超
淹之舊而刪訂成之也然齊書但有禮樂天文州郡百官輿服祥瑞
五行八志食貨藝文刑法仍缺

【書き下し】

齊書の原本

齊書檀超傳に「齊初め史官を置き、超は江淹と其の選に
充る。上表して條例を立てんことを請ひ、『封爵は本傳に
詳かなれば、年表を煩はすこと無し。應に十志を立つるべ
し』と謂ふ。律歷・禮樂・天文・五行・郊祀・刑法・藝文
は班固に依り、朝會・輿服は蔡邕・司馬彪に依り、州郡は
徐爰に依り、百官は范蔚宗に依る。并せて帝女・處士・列
女傳を立てんことを請ふ。詔して内外に詳議せしむ。王儉
『宜しく食貨を増し、朝會を省くべし。而して帝女傳は必
ずしも立てず』と謂ふ。超は史功未だ就らずして卒す。
淹撰して之を成す」と。然らば則ち蕭子顯の撰する所の

齊書は、蓋し超・淹の舊に本づきて、刪訂して之を成すな
り。然るに齊書は但だ禮樂・天文・州郡・百官・輿服・祥
瑞・五行の八志有るのみ。食貨・藝文・刑法は仍ち缺く。

【語注】

○齊初め……『南齊書』卷五十二檀超傳に「建元二年、
初置史官、以超與驃騎記室江淹掌史職。上表立條例、開元
紀號、不取宋年。封爵各詳本傳、無假年表。立十志、律曆・
禮樂・天文・五行・郊祀・刑法・藝文依班固、朝會・輿服
依蔡邕・司馬彪、州郡依徐爰。百官依范曄、合州郡。班固
五星載天文、日蝕載五行、改日蝕入天文志。以建元爲始。
帝女體自皇宗、立傳以備甥舅之重。又立處士。列女傳。詔
内外詳議。左僕射王儉議、『金粟之重、八政所先、食貨通
則國富民實、宜加編錄、以崇務本。朝會志前史不書、蔡邕
稱先師胡廣說漢舊儀、此乃伯喈一家之意、曲碎小儀、无煩
錄。宜立食貨、省朝會。洪範九疇、一曰五行。五行之本、
先乎水火之精、是爲日月五行之宗也。今宜憲章前軌、無所
改革。又立帝女傳、亦非淺識所安。若有高德異行、自當載
在列女、若止於常美、則仍舊不書。』詔、『日月災隸天文、
餘如儉議。』超史功未就、卒官。江淹撰成之、猶不備也」

と有る。

【現代語譯】

『南齊書』の檀超傳に「齊は初め史官を置き、檀超は江淹とその任に當たった。上表して條例を立てることを請い願ひ『封爵は本傳に詳細であるので、年表にまで記す必要はありません。十志を立てなければなりません』といった。律曆・禮樂・天文・五行・郊祀・刑法・藝文は班固に依據し、朝會・輿服は蔡邕と司馬彪に依據し、州郡は徐爰に依據し、百官は范曄に依據して、ならびに帝女・處士・列女傳を立てることを請うた。(そこで)詔を出して内外に詳らかに議論させた。王儉は『食貨志を増して、朝會は削除するのがよいであろう。また帝女傳は立てるに及ばない』といった。檀超は功績があがらないまま死亡した。(そこで)江淹が編纂を引き繼いで『齊書』を完成させた」と有る。そうであるなら蕭子顯が編纂した『齊書』は、檀超と江淹の舊本を基にし、削り改め『齊書』を完成させたのであろう。そうであるのに『齊書』には禮樂・天文・州郡・百官・輿服・祥瑞・五行の八志だけが有り、食貨・刑法は缺けている。

(關 清孝)

【原文】

6 梁陳二書

新唐書姚思廉傳其父察在陳嘗修梁陳二史未就以屬思廉思廉入隋表父遺言有詔聽續至唐又奉詔與魏徵等修梁陳二書乃採謝昺顧野王諸書以成之舊唐書謂思廉採謝昺諸家著梁史又推究陳氏博綜顧野王所修舊史成之今以迹推之則察已有成緒思廉不過取謝顧諸家重爲訂正耳如梁書王茂曹景宗蕭穎達張宏策韋叡等傳皆載察舊論陳書武帝紀論文帝紀論亦察原文可見此等紀傳編排卷數亦是察所手定則文字可知也姚察傳亦云梁陳二史本察所撰其中序論紀傳有缺者臨歿時以體例戒其子思廉博訪撰續此思廉自撰其父之傳蓋紀實也兩朝數十卷書經父子兩世纂輯之功始就蓋作史之難不難於敘述而難於考訂自實審核傳聞故不能速就耳至其文筆亦足稱良史所可嫌者惟多載詔策表疏之類稍覺繁冗而敘事之簡嚴完善則李延壽亦不能過宋子京謂南史過本書遠甚非確論也又宋齊書傳論多四六體蓋六朝文筆相習如此至姚察則全作散文思廉因之亦然雖魏鄭公所撰梁紀總論亦不及矣

【書ぎ下し】

梁陳二書

新唐書姚思廉傳に、「其の父察は陳に在り、嘗て梁・陳二史を修むるも未だ就らず、以て思廉に屬す。思廉隋に入りて父の遺言を表し、詔有りて續を聽さる。唐に至りて又詔を奉じ、魏徵等と梁・陳二書を修む。乃ち謝昺・顧野王の諸書を採り、以て之を成す」と。舊唐書に「思廉謝昺諸家を採り、梁史を著す。又陳氏を推究し、顧野王の修むる所の舊史を博綜して之を成す」と謂ふ。今迹を以て之を推せば、則ち察已に緒を成す有り、思廉謝・顧諸家を取り、重ねて訂正を爲すに過ぎざるのみ。梁書の王茂・曹景宗・蕭穎達・張宏策・韋叡等の傳の如きは、皆察の舊論を載す。陳書の武帝紀論・文帝紀論も、亦た察の原文なり。見る可し、此等の紀傳の編排卷數も、亦た是れ察の手定する所なるを。則ち文字も知る可きなり。姚察傳に亦た「梁・陳二史は、本と察の撰する所。其の中の序論・紀傳に缺くる者有り。臨歿の時、體例を以て其の子思廉を戒め、博訪撰續せしむ」と云ふ。此れ思廉自ら其の父の傳を撰するものなれば、蓋し實を紀すなり。兩朝數十卷、書は父子兩世を經、纂輯の功始めて就る。蓋し史を作ることの難

は敘述に難からずして、事實を考訂し、傳聞を審核するに難し。故に速就する能はざるのみ。其の文筆に至りても亦た良史と稱するに足る。嫌す可き所の者は、惟だ詔策表疏の類を載すること多く、稍繁冗を覺ゆるのみ。而るに敘事の簡嚴は完善なれば、則ち李延壽も亦た過ぐる能はず。宋子京「南史」本書を過ぐる事遠甚」と謂ふは、確論に非ざるなり。又宋・齊書の傳論は四六體多し。蓋し六朝の文筆相習ふこと此の如し。姚察に至りて、則ち全て散文と作す。思廉之に因りて亦た然するなり。魏鄭公撰する所の梁紀總論と雖も、亦た及ばざるなり。

【語注】

○其の父察……『新唐書』卷百二姚思廉傳。姚察、字は伯審、吳興武康の人。梁・陳・隋の三朝に仕えた。『陳書』卷二十七及び『南史』卷六十九に傳有り。○謝昺・顧野……梁・陳史の舊書は、この二者の著作以外に、梁の謝吳の『梁書』、陳の許亨の『梁史』、陸瓊及び傳綽の『陳書』等があつたが、すべて「佚」してゐる。○思廉謝昺……『舊唐書』卷七十三姚思廉傳。○梁書の王茂……『梁書』卷九王茂傳、卷十曹景宗・蕭穎達傳、卷十一張宏策傳、卷十二

章叡傳。その他諸傳に散見する。○陳書の武帝紀：『陳書』卷二高祖本紀下及び卷三世祖本紀。○梁・陳二史：『陳書』卷二十七姚察傳。○宋子京：『宋子京とは、宋、宋祁のこと。安州安陸の人。文才に優れ、兄の庠と共に「二宋」と稱された。』『新唐書』編纂者の一人。『宋史』卷二百八十四に傳有り。『新唐書』卷一百二李延壽傳に「其書頗有條理、刪落釀辭、過本書遠甚」と有る。○魏鄭公撰す：『舊唐書』卷七十一魏徵傳に「隋史序論、皆徵所作、梁・陳・齊各爲總論、時稱良史」と有る。梁紀總論は、『梁書』卷六敬帝本紀の末に見える。

【現代語譯】

『新唐書』姚思廉傳に、「彼の父 察は陳に仕え、嘗て梁・陳二史を編纂したが完成せず、その爲思廉に（續修を）託した。思廉は隋に仕えて父の遺言を上表し、詔が下って續修をゆるされた。唐に至って更にまた詔を奉じ、魏徵等と共に『梁（書）』・『陳書』二書を編纂した。そこで謝朏・顧野王の諸書を採り、それにより二書を完成した」と（ある）。『舊唐書』に「思廉は謝朏諸家を採り、梁史を著した。又陳氏を推究し、顧野王が編纂した舊史を博綜して陳史を

完成させた」といっている。今事跡を以てこのことを推察すると、つまり察が既に系統を作り上げており、思廉は謝・顧諸家を採り上げ、重ねて訂正を爲したのに過ぎない。『梁書』の王茂・曹景宗・蕭穎達・張宏策・章叡等の傳のようなものは、いずれも察の舊論を載せている。『陳書』の武帝紀論・文帝紀論も、また察の原文である。これらの紀傳の編次や卷數も、またこれは察が手定したものであることが分かるのである。つまり文章も（そうであることが）分かる。姚察傳にまた「梁・陳二史は、もともと察が編纂したものである。その中の序論・紀傳には缺けた部分がある。（それは察が）臨終の際に、體例を以てその子思廉を戒め、博訪撰續させたからである」といっている。これは思廉が自ら彼の父の傳を作っているのであるから、思うに事實を記したものである。○（梁・陳）二王朝數十卷、書は父子二世代を經由し、纂輯の功業がようやく成ったのである。思うに史書編纂の難しさは、敘述が難しいのではなく、事實を考訂し、傳聞をただすことが難しいのである。その爲に短期間で完成させることは不可能である。二書の文筆に關してもまた良史と稱するに足る。劣る部分は、ただ詔策表疏の類を載せることが多く、少々繁冗さを覺えるだ

けである。しかし敘事の簡嚴は完善であるから、李延壽（の『南史』）であつてもまた（この）二書を超えることは出来なかつたのである。宋子京が『南史』は元となつた各史書をはるかに超えている」といつたのは、確論ではない。又『宋（書）』・『齊書』の傳論は四六體が多い。思うに六朝の文筆はこのように相習つていたのである。（それが）姚察に至り、すべてを散文で作つた。思廉も父に従つてそうしたのである。魏鄭公が撰した梁紀總論であつても、また及ばないのである。

（桑瀬 明子）

【原文】

7 梁書編次失當

梁書編次亦有失檢處武帝郗皇后傳後即以簡文王皇后次之而武帝丁貴嬪阮修容反次於王皇后之下按丁乃昭明太子及簡文帝之母阮乃元帝之母簡文庶母也豈得反敘於後其意不過先皇后而次妃嬪耳然既敘武帝郗后則丁阮兩妃次於后之下正合體裁何必先媳而後姑耶丁阮既以帝母立傳矣敬帝母夏太后及敬帝王皇后何以又皆無傳其於宗室諸王及諸帝子編次亦多失序昭明太子統哀太子大器愍懷太子方矩反編在前而臨川王宏安

成王秀等昭明叔也南康王績廬陵王績等大器方矩叔也而皆編在從子從孫後可乎貞陽侯明爲齊人所立入主梁祀建號稱尊未幾廢死不立傳可也昭明之子譽稱帝於江陵歷三世共三十三年縱不便附於本紀後何妨別立一傳著其興亡乃竟略不敘及并昭明傳中亦不載其名此獨非蕭梁子孫延一脉之緒者耶梁武起兵之初恃蕭穎胄協心建議故無後顧顧穎胄留鎮西臺使弟穎達從武帝東下遂克建鄴此爲功臣之首乃穎達既有傳矣而穎胄反不立傳王琳閒關百戰始終爲梁不肯屈於陳氏是亦忠於梁者梁書亦不立傳皆疎漏也簡文帝紀大寶二年冬十月壬寅帝崩元帝紀又云大寶二年九月簡文帝崩問至元帝大臨三日簡文既崩于十月何得九月中先有崩問此又舛訛之甚者至梁書但有紀傳而無表志則以當時同修隋書凡列朝各志已增入隋書內故不復複載耳按梁書不紀蕭譽蓋以敬帝國亡則梁統已絕譽三世雖帝於江陵然皆臣屬於周隋既難作本紀若以爲元帝之逆臣而與正德等同傳則譽本非叛逆祇以救河東王譽與元帝構怨逃死附魏非正德等反附侯景者可比又不便列之逆臣傳是以無可位置竟沒而不書令孤德棻附之周書似矣然譽之北附也尙是魏朝其死也乃在周代而其子歸孫琮又歷隋爲附庸則又安得獨附於周書惟李延壽北史別立附庸一門以譽等入之較爲妥善然北史兼敘各朝故可如此立傳梁書專紀蕭氏則蕭氏子孫建國稱帝者安得竟從刪

削此究是梁書缺處謂宜在昭明太子傳後備載晉以下三世則位
置得宜矣明史僞福王及僞魯王以海僞唐王聿鍵僞永明王由榔
等各附於其祖傳後既不豫以繼續又不沒其事實始知修史諸臣
之斟酌盡善也

【書き下し】

梁書の編次の失當

『梁書』の編次も亦た失檢の處有り。武帝^{*}郗皇后傳の後、
即ち簡文王皇后を以て之に次す。而るに武帝の丁貴嬪・阮
修容は反て王皇后の下に次す。按ずるに丁は乃ち昭明太子
及び簡文帝の母、阮は乃ち元帝の母、簡文の庶母なり。豈
に反て後に敘するを得んや。其の意は皇后を先にして妃嬪
を次にするに過ぎざるのみ。然らば既に武帝の郗后を敘べ、
則ち丁・阮兩妃を后の下に次せば、正に體裁に合す。何ぞ
必ずしも媳を先にして姑を後にせんや。丁・阮は既に帝母
なるを以て傳を立つ。敬帝の母夏太后及び敬帝の王皇后は、
何を以て又皆傳無けん。其の宗室の諸王及び諸帝子の編次
に於ても亦た多く序を失ふ。昭明太子統、哀太子大器、愍
懷太子方矩は反て前に編在す。而るに臨川の王宏、安成の
王秀等は昭明の叔なり。南康王績・廬陵王績等は、大器・

方矩の叔なり。而るに皆從子從孫の後に編在するは可な
らんや。貞陽侯明は、齊人の立つる所と爲り、入りて梁祀
を主り、號を建て尊を稱するも、未だ幾くならずして廢死
せらる。傳を立てざるは可なり。昭明の子簪、帝を江陵に
稱し、三世を歷ること共に三十三年。縦ひ本紀の後に附す
るに便ならざるも、何ぞ別に一傳を立つるを妨げん。其の
興亡を著すに、乃ち竟に略して敘べ及ばず、并せて昭明傳
中も亦た其の名を載せず。此れ獨り蕭梁の子孫の一脉の緒
を延す者にあらずや。梁武の起兵の初め、蕭穎胄の心を協
せ議を建つるを待むが故に後顧無し。穎胄は西臺に留鎮し、
弟穎達をして武帝の東下に從はしめ、遂に建鄴に克つ。此
れ功臣の首爲り、乃ち穎達は既に傳有り。而るに穎胄は反
て傳を立てず。王琳は百戰に閒關して、始終梁の爲にし、
陳氏に屈するを肯んぜず。是も亦た梁に忠たる者なるも、
『梁書』に亦た傳を立てざるは、皆疎漏なり。簡文帝紀に、
「大寶二年冬十月壬寅、帝崩ず」と。元帝紀に又「大寶二
年九月、簡文帝崩問至る。元帝大臨すること三日」と云
ふ。簡文は既に十月に崩す。何ぞ九月中に先に崩問有るを
得んや。此れ又た舛訛の甚しき者なり。『梁書』に但だ紀
傳有りて表志無きに至りては、則ち當時は『隋書』を同修

し、凡そ列朝の各志已に『隋書』の内に増入するを以ての故に復た複載せざるのみ。

按ずるに『梁書』は蕭詧を紀さず。蓋し敬帝の國亡ぶるを以て、則ち梁統は已に絶ゆ。詧は三世江陵に帝たりと雖も、然れども皆周隋に臣屬し、既に本紀を作し難し。若し

以て元帝の逆臣にして正徳等と傳を同じくすと爲せば、則ち詧は本より叛逆に非ず、祇だ河東王譽を救ひ、元帝と怨を構へ、死を逃れて魏に附するを以てするのみ、正徳等の反して侯景に附する者の比す可きに非ざれば、又之を逆臣傳に列するに便ならず。是を以て位置す可き無く、竟に没して書せず。令孤德棻之を『周書』に附するは似たり。

然れども詧の北附するや、尙ほ是れ魏朝、其の死するや、乃ち周代に在り。而して其の子歸孫琮は、又隋を歴て附庸と爲れば、則ち又安んぞ獨だ『周書』に附するを得んや。惟だ李延壽の『北史』のみ別に附庸の一門を立て、詧等を以て之に入るは、較く妥善爲り。然れども『北史』は各朝を兼ね叙するが故に此くの如く傳を立つ可し。『梁書』は蕭氏を專紀すれば、則ち蕭氏の子孫の國を建て帝を稱ふ者は、安んぞ竟に刪削に従ふを得んや。此れ究に是れ『梁書』の缺處。宜しく昭明太子の傳の後に在りて、備さに詧

以下三世を載すべしと謂はば、則ち位置宜しきを得たり。『明史』の僞福王及び僞魯王以海、僞唐王聿鍵、僞永明王由榔等は各々其の祖傳の後に附し、既に豫かるに繼統を以てせず、又其の事實を没せず。始めて修史の諸臣の斟酌善を盡くすを知るなり。

【語注】

○武帝郗皇后—『梁書』卷七列傳第一に「高祖德皇后郗氏諱徽、高平金鄉人也。祖紹、國子祭酒、領東海王師。父燁、太子舍人、早卒」と有り、「太宗簡皇后王氏諱靈賓、琅邪臨沂人也。祖儉、太尉、南昌文憲公」と有る。○丁貴嬪—阮修容—『梁書』卷七列傳第一に「太宗簡皇后王氏諱靈賓、琅邪臨沂人也。祖儉、太尉、南昌文憲公」と有り、「高祖丁貴嬪諱令光、譙國人也。世居襄陽。貴嬪生于樊城、有神光之異、紫煙滿室、故以光爲名。相者云、此女當大貴。高祖臨州、丁氏因人以聞。貴嬪時年十四、高祖納焉。初貴嬪生而有赤痣在左臂、治之不滅、至是無何忽失所在。事德皇后小心祇敬、嘗於供養經案之側、髣髴若見神人、心獨異之。」と有り、また「高祖阮修容諱令贏、本姓石、會稽餘姚人也。齊始安王遙光納焉。遙光敗、入東昏宮。建康城平、高祖納

爲綵女。天監七年八月、生世祖。尋拜爲脩容、常隨世祖出蕃」と有る。○昭明太子……『梁書』卷八列傳第二に「昭明太子統字德施、高祖長子也。母曰丁貴嬪。初高祖未有男、義師起、太子以齊中興元年九月生于襄陽」と有る。○簡文帝……『梁書』卷四本紀第四に「太宗簡文皇帝諱綱、字世纘、小字六通、高祖第三子、昭明太子母弟也。天監二年十月丁未、生于顯陽殿」と有る。○昭明太子統……『梁書』卷八列傳第二に「昭明太子統字德施、高祖長子也。母曰丁貴嬪」と有り、「哀太子大器字仁宗、太宗嫡長子也。普通四年五月丁酉生」と有り、「懷太子方矩字德規、世祖第四子也。初封南安縣侯、隨世祖在荊鎮。太清初、爲使持節、督湘郢桂寧成合羅七州諸軍事鎮南將軍湘州刺史。尋徵爲侍中中衛將軍、給鼓吹一部。世祖承制、拜王太子、改名元良。承聖元年十一月丙子、立爲皇太子」と有る。○臨川の王宏……『梁書』卷二十二列傳第十六に「臨川靖惠王宏字宣達、太祖第六子也。長八尺、美鬚眉、容止可觀」と有る。○安成の王秀……『梁書』卷二十二列傳第十六に「安成康王秀字彥達、太祖第七子也。年十二、所生母吳太妃亡、秀母弟始興王憺時年九歲、竝以孝聞、居喪累日不進漿飲、太祖親取粥授之。哀其早孤、命側室陳氏并母二子」と有る。○南康

王績……『梁書』卷二十九列傳第二十三に「高祖八男。丁貴嬪生昭明太子統、太宗簡文皇帝、廬陵威王績。阮脩容生世祖孝元皇帝。吳淑媛生豫章王綜。董淑儀生南康簡王績。丁充華生邵陵攜王綸。葛脩容生武陵王紀。綜及紀別有傳。南康簡王績字世謹、高祖第四子。天監八年、封南康郡王、邑二千戶。出爲輕車將軍、領石頭戍軍事」と有る。○廬陵王績等……『梁書』卷二十九列傳第二十三に「廬陵威王績字世績等……高祖第五子。天監八年、封廬陵郡王、邑二千戶。十年、拜輕車將軍、南彭城琅邪太守」と有る。○貞陽侯明……『梁書』卷四十五列傳第三十九に「時齊主高洋、又欲納貞陽侯淵明以爲梁嗣」と有り、『陳書』卷一本紀第一に「四年五月、齊送貞陽侯深明還主社稷、王僧辯納之、卽位、改元曰天成、以晉安王爲皇太子」と有る。○蕭穎胄の心……『梁書』卷十列傳第四に「蕭穎達、蘭陵蘭陵人、齊光祿大夫赤斧第五子也。少好勇使氣、起家冠軍。兄穎胄、齊建武末行荊州事、穎達亦爲西中郎外兵參軍、俱在西府。齊季多難、頗不自安。會東昏遣輔國將軍劉山陽爲巴西太守、道過荊州、密敕穎胄襲雍州。時高祖已爲備矣」と有る。○大寶二年冬……『梁書』卷四本紀第四に「冬十月壬寅、」。於是太宗崩於永福省、時年四十九。賊僞諡曰明皇帝、廟稱高

宗」と有る。○大寶二年九月：—『梁書』卷五本紀第五に「九月己亥、以征東將軍開府儀同三司尚書令王僧辯爲江州刺史、餘如故。盤盤國獻馴象」と有り、續く「冬十月」の項に「冬十月辛丑朔、有紫雲如車あ蓋、臨江陵城。是月、太宗崩。侍中征東將軍開府儀同三司江州刺史尚書令長寧縣侯王僧辯等奉表曰、〳。世祖奉諱、大臨三日、百官縞素」と有る。また『南史』卷八梁本紀下第八に「十月辛丑朔、紫雲如蓋臨江陵城。是月、簡文帝崩、開府儀同三司王僧辯等奉表勸進。帝奉諱、大臨三日、百官縞素、答表不許」と有る。○正德等と傳：—『梁書』卷五十五列傳第四十九に「臨賀王正德字公和、臨川靖惠王第三子也。少粗險、不拘禮節。初高祖未有男、養之爲子、及高祖踐極、便希儲貳、後立昭明太子、封正德爲西豐侯、邑五百戶。自此怨望、恆懷不軌、睥睨宮辰、覬幸災變。普通六年、以黃門侍郎爲輕車將軍、置佐史。頃之遂逃奔于魏、有司奏削封爵。七年又自魏逃歸、高祖不之過也。復其封爵、仍除征虜將軍」と有る。○令孤德棻：—『周書』卷四十八列傳第四十に「蕭簪字理孫、蘭陵人也。梁武帝之孫、昭明太子統之第三子。幼而好學、善屬文、尤長佛義。特爲梁武帝所嘉賞。梁普通六年、封曲江縣公。中大通三年、進封嶽陽郡王。歷官宣惠將

軍、知石頭戍事琅邪彭城二郡太守、東揚州刺史。初昭明卒、梁武帝舍簪兄弟而立簡文、內常愧之、寵亞諸子、以會稽人物殷阜、一都之會、故有此授、以慰其心。簪既以其昆弟不得爲嗣、常懷不平」と有る。○其の子歸：—『周書』卷四十八列傳第四十に「歸字仁遠、簪之第三子也。機辯有文學、善於撫御、能得其下歡心」と有り、『隋書』卷七十九列傳第四十四に「蕭歸字仁遠、梁昭明太子統之孫也。父簪初封嶽陽王、鎮襄陽。侯景之亂、其兄河東王譽與其叔父湘東王繹不協、爲繹所害。及繹嗣位、簪稱藩于西魏、乞師請討繹。周太祖以羨爲梁主、遣柱國于謹等率騎五萬襲繹滅之」と有る。○孫琮：—『周書』卷四十八列傳第四十に「琮字溫文。性倜儻不羈、博學有文義、兼善弓馬。初封東陽王、尋立爲皇太子。及嗣位、隋文帝徵琮叔父岑入朝、因留不遣。復置江陵總管以監之」と有り、『隋書』卷七十九列傳第四十四に「琮字溫文、性寬仁、有大度、矧儻不羈、博學有文義。兼善弓馬、遣人伏地著帖、琮馳馬射之、十發十中、持帖者亦不懼。初封東陽王、尋立爲梁太子」と有る。○附庸の一門：—『北史』卷九十三列傳第八十一に「梁帝蕭簪字理孫、蘭陵人、武帝之孫、昭明太子統之第三子也。幼好學、善屬文、尤長佛義、特爲梁武嘉賞。梁普通中、封曲江縣公。及

昭明太子薨、封警嶽陽郡王、位東揚州刺史、領會稽太守。
初昭明卒、梁武捨警兄弟而立簡文、內常愧之、故寵亞諸子。
以會稽人物殷阜、一都之會、故有此授、以慰其心。警既以
其昆季不得爲嗣、常懷不平」と有る。

【現代語譯】

『梁書』の編次にも亦た不十分な所がある。武帝の郗皇后
傳の後は、簡文帝の王皇后が置かれている。しかし武帝の
丁貴嬪・阮修容は、逆に王皇后の下に置かれている。考え
てみるに丁貴嬪は昭明太子と簡文帝の母親であり、阮修容
は元帝の母親で、簡文帝の庶母である。（それなのに）いっ
たいどうして逆にその後述べることなど出来ようか。そ
の意圖する所は、皇后を先にして妃嬪をその下に置いてい
るに過ぎないだけである。そうであるなら既に武帝の郗皇
后を述べているので、丁貴嬪・阮修容兩妃を郗皇后の下に
置けば、まさしく體裁にかなう。いったいどうして嫁を先
にして、姑をその後にする必要があるか。丁貴嬪・阮修
容は帝母であることによって既に傳が立てられている。敬
帝の母親である夏太后や敬帝の王皇后は、どういう理由で
傳が無いのであろうか。梁朝の宗室の諸王や諸帝子の編纂

に關してもまたその順序が多く失われている。昭明太子統・
哀太子大器・愍懷太子方矩は逆に前に置かれている。しか
し臨川の王宏、安成の王秀等は昭明太子の叔父である。南
康王績・廬陵王績等は、大器や方矩の叔父である。しかし
彼等のすべてがその甥や甥孫の後に置かれていて、（それ
で）良いのだろうか。貞陽侯蕭淵明は、北齊人によって擁
立され、梁朝に入ってその祭祀を司り、名號を立て尊號を
稱えたが、幾ばくもなくして廢死された。（貞陽侯の）傳
を立てないのは適切である。昭明太子の息子蕭警は、江陵
で帝位を稱え、三世を數えること三十三年。たとえ本紀の
後に付加するのが都合の悪いことだとしても、いったいど
うして別に一傳を立てることに差障りがあるのだろうか。
蕭警の興亡を書き記すにあたっては、つまるところ省略し
て言及することはなく、加えて昭明傳の中でもその名は記
されてはいない。これは單に蕭梁の子孫の命脈を引き延ば
した一人ではないのか。梁の武帝が兵を起こした当初は、
蕭穎胄の心を合わせ意見を具申することを信賴していたた
め、後顧の憂いは無かった。蕭穎胄は西臺に留まってそこ
を守り、弟の蕭達を武帝の東征に従軍させ、遂に建鄴を攻
略した。これは功臣の第一等たるものであり、そのことで

穎達はすでに傳が立てられている。その一方で穎胄は逆に傳が立てられていない。王琳はほとんどの戦闘に加わり、それらはすべて梁朝の爲のものであり、陳氏（霸先）に屈することを潔しとしなかった。このこともまた梁朝に忠實な人物であるが、『梁書』にまたもや傳が立てられていないのは、すべて手落ちである。（『梁書』）簡文帝紀に「大寶二年冬十月壬寅、簡文帝が崩御なされた」とある。（『梁書』）二元帝紀にまた「大寶二年九月、簡文帝が崩御なされた知らせが届いた。元帝は大いに哭すること三日」とある。簡文帝は既に十月に崩御なされている。一體どうして九月中に先に崩御の知らせがあるか。これはまた誤りの甚だしいものである。『梁書』に單に紀傳があつて表志がないことについては、その當時は『隋書』が同じように編纂されている最中で、（その爲）歴代王朝の各志はすでに『隋書』の中に取捨選擇されて取り入れられていたから重複しなかつたというだけのことである。

として屬していたので、（その時）既に本紀を作成するのが困難であつた。もし（蕭詧が）元帝の逆臣であり蕭正徳等と傳が同列であるとすれば、蕭詧はもともと叛逆ではなく、ただ河東王蕭詧を救出し、（それが原因で）元帝と怨を構へることになり、死を逃れて西魏に身を寄せたというだけのことであり、蕭正徳等が反逆して侯景に従つたようなたぐいのものではないので、またこのことを逆臣傳に記すには都合が悪い。このようなことから（蕭詧は）置き所がなく、その結果捨てられて書き記されることはなかつた。令孤徳詧が彼を『周書』に付け加えたのはその所を得たようである。しかし蕭詧が北朝に就いたのは、魏朝の時であり、その死去は、周代の時である。そして蕭詧の子蕭巍と孫蕭琮は、また隋を歴て屬國となつていけば、またいつたいどうしてただ『周書』だけに付加することが出来るのか。ただ李延壽の『北史』のみが別に附庸の一門を立て、（そこに）蕭詧等が入れていることについては、比較的妥當である。しかし『北史』は各王朝のことを兼ね述べているので、このように傳を立てることが出来るのである。『梁書』は専ら蕭氏一代を記していれば、蕭氏の子孫の國家を樹立し帝號を稱えたものは、いったいどうして刪削に

従うことが出来ようか。このことは結局『梁書』の手落ちである。昭明太子の傳の後に於て、ことごとく蕭簪以下三世を載せるべきであると言ったとするならば、その配置は適切である。『明史』の僞福王や僞魯士以海、僞唐士聿鍵、僞永明王由榔等は、それぞれ祖先の傳の後に付けられているが、すでに血統には関わりがなく、またその事實が削除されていない。(ここで)始めて史書を編纂する臣下の斟酌が、大いに備わっていることが分かる。

(河井 義樹)

【原文】

8 梁書多載蕪詞

梁書敘事雖簡潔然其所載文詞仍循宋齊書舊式故亦不免繁蕪如武帝紀先載齊和帝封梁公脩九錫一詔又策一道百僚勸進一書又勸進一書武帝請嚴選舉一表和帝進封梁王一詔又禪位一詔策文一道醜書一道元帝紀載南平王恪等勸總百揆一牋帝答書一道王僧辨等勸進一表帝答書一道僧辨等再勸進一表帝再答書一道又討侯景一檄景平後僧辨等再勸進一表徐陵勸進一表丁貴嬪傳載張纘哀册文昭明太子傳載王筠哀册文以及諸臣贈謚俱載其詔書如王茂之卒也詔書起語曰旌德紀勳哲王令軌

念終追遠前典明誥此已屬浮詞而南平王偉柳慶遠鄭紹叔呂僧珍孔源休等身後加恩之詔無不雷同令人嘔噁南史列傳止書贈謚盡削詔詞是以較本書最爲醒目

【書き下し】

梁書 多く蕪詞を載す

梁書の敘事は、簡潔と雖も、然れども其の載する所の文詞は、仍ほ宋齊書の舊式に循ふ。故に亦た繁蕪を免れず。武帝紀に先ず齊の和帝 梁公に封じ九錫を脩ふ一詔、又策一道、百僚勸進の一書、又勸進一書、武帝 選舉を嚴しくするを請ふ一表、和帝 梁王に進封する一詔、又位を禪る一詔、策文一道、醜書一道を載せ、元帝紀に南平王恪等勸めて百揆を總ぶる一牋、帝 答ふるの書一道、王僧辨等の勸進一表、帝 答ふるの書一道、僧辨等 再び勸進する一表、帝 再び答ふるの書一道、又侯景を討つ一檄、景平の後僧辨等 再び勸進する一表、徐陵 勸進する一表を載せ、丁貴嬪傳に張纘の哀册文を載せ、昭明太子傳に王筠の哀册文を載するが如し。以て諸臣の贈謚に及びては、俱に其の詔書を載す。王茂の卒の如きや、詔書の起語に「徳を旌し勳を紀ふるは、哲王の令軌、終を念ひ遠を追ふは、前典の明誥」

と曰ふは、此れ已に浮詞に屬す。而も南平王偉・柳慶遠・鄭紹叔・呂僧珍・孔源休等の身後に恩を加ふるの詔は、雷同せざるは無く、人をして嘔噓せしむ。南史列傳は、止だ贈諡を書するのみにして、盡く詔詞を削る。是を以て本書に較べて、最も醒目爲り。

【語注】

○齊の和帝：—『梁書』卷一武帝紀に「戊戌、宣德皇后臨朝、入居內殿。拜帝大司馬、解承制、百僚致敬如前。詔進高祖都督中外諸軍事、劍履上殿、入朝不趨、贊拜不名。加前後部羽葆鼓吹。置左右長史・司馬・從事中郎・掾・屬各四人、竝依舊辟士、餘竝如故。詔曰、封十郡爲梁公、備九錫之禮、加璽紱遠遊冠、位在諸王上、加相國綠綬。其驃騎大將軍如故。依舊置梁百司」と有る。○南平王恪等：—『梁書』卷五元帝紀に「大寶元年、十一月甲子、南平王恪・侍中臨川王大款・桂陽王大成・散騎常侍江安侯圓正・侍中左衛將軍張綰・司徒左長史曇等府州國一千人奉牋曰、昔晉・鄭入周、尙作卿士、蕭・曹佐漢、且居相國。宜崇茲盛禮、顯答羣望。恪等稽尋甲令、博詢惇史、謹再拜上、進位相國、總百揆、竹使符一、別准恆儀。杖金斧以翦

逆暴、乘玉輅而定社稷。傍羅麗於日月、貞明合于天地。扶危翼治、豈不休哉。恪等不通大體、自昧伏奏以聞」と有る。○帝答ふる：—『梁書』卷五元帝紀に「世祖令答曰、『數鍾陽九、時惟百六、鯨鯢未翦、寤寐痛心。周粵天官、秦稱相國、東至于海、西至于河、南次朱鳶、北漸玄塞。率茲小宰、弘斯大德。將何用繼蹤曲阜、擬跡桓文、終建一匡、肅其五拜。雖義屬隨時、事無虛紀、傳稱皆讓、象著鳴謙、瞻言前典、再懷哽噎』」と有る。○王僧辨等の：—『梁書』卷五元帝紀に「大寶二年、冬十月辛丑朔、有紫雲如車蓋、臨江陵城。是月、太宗崩。侍中・征東將軍・開府儀同三司・江州刺史・尙書令・長寧縣侯王僧辯等奉表曰、『左澤右澗、夾雜可以爲居、抗殿疏龍、惟王可以在鎬、何必勤勤建業也哉。臣等不勝控款之至、謹拜表以聞』。世祖奉諱、大臨三日、百官縞素。乃答曰、『孤以不德、天降之災、枕戈飲膽、扣心泣血。風樹之酷、萬始不追。霜露之哀、百憂總萃。甫聞伯升之禍、彌切仲謀之悲。若封豕旣殲、長蛇卽戮、方欲追延陵之逸軌、繼子臧之高讓、豈資秋亭之壇、安事繁陽之石。侯景、項籍也。蕭棟、殷辛也。赤泉未賞、劉邦尙曰漢王。白旗弗懸、周發猶稱太子。飛龍之位、孰謂可躋。附鳳之徒、旣聞來議。羣公卿士、其諭孤之志、無忽』。司

空南平王恪率宗室五十餘人、領軍將軍胡僧祐率羣僚二百餘人、江州別駕張佚率吏民三百餘人、竝奉牋勸進。世祖固讓」と有る。○僧辨等 再び……『梁書』卷五元帝紀に「十一月乙亥、王僧辯又奉表曰……」と有る。○丁貴嬪傳に……『梁書』卷七高祖丁貴嬪傳に「普通七年十月庚辰薨、殯于東宮臨雲殿、年四十二。詔吏部郎張纘爲哀策文曰……」と有る。○昭明太子傳……『梁書』卷八昭明太子傳に「三年三月、寢疾。恐貽高祖憂、敕參問、輒自力手書啟。及稍篤、左右欲啟聞、猶不許、曰、云何令至尊知我如此惡。因便嗚咽。四月乙巳薨、時年三十一。高祖幸東宮、臨哭盡哀。詔斂以衾冕。諡曰昭明。五月庚寅、葬安寧陵。詔司徒左長史王筠爲哀冊、文曰、……」と有る。○王茂の卒……『梁書』卷九王茂傳に「視事三年、薨于州、時年六十。高祖甚悼惜之、賻錢三十萬・布三百匹。詔曰、『旌德紀勳、哲王令軌。念終追遠、前典明誥。故使持節・散騎常侍・驃騎將軍・開府儀同三司・江州刺史茂、識度淹廣、器宇凝正。爰初草昧、盡誠宣力、綢繆休戚、契闊屯夷。方賴謀猷、永隆朝寄。奄至薨殞、朕用慟于厥心。宜增禮數、式昭盛烈。可贈侍中・太尉、加班劍二十人、鼓吹一部。諡曰忠烈』」と有る。

【現代語譯】

『梁書』の敘事は簡潔であるが、採録している文章については、これもまた『宋書』と『齊書』の體例に倣っている。そのため煩雜になつてしまふのは避けられないのである。例えば武帝紀では、あらかじめ齊の和帝が（蕭衍を）梁公に封じて九錫を備えさせた一詔、又策一道、百僚勸進の一書、又勸進一書、武帝が選舉を嚴しくすることを請い願う一表、和帝が（蕭衍を）梁王に進封した一詔、又位を禪る一詔、策文一道、璽書一道を載せ、元帝紀では、南平王恪等が勸めて百揆を總べる一牋、帝が答えた書一道、王僧辨等の勸進一表、帝が答えた書一道、僧辨等が再び勸進した一表、帝が再び答えた書一道、又侯景を討伐する一檄、景平の後に僧辨等が再び勸進した一表、徐陵が勸進する一表を載せ、丁貴嬪傳には張纘の哀冊文を載せ、昭明太子傳には王筠の哀冊文を載せていることなどがそれに當たる。諸臣に諡を贈る場合に至つては、同じように詔書を載せている。王茂が死亡したときには、詔書の初めの言葉に「（王茂の）徳をはっきりとさせ勳功を記すのは、哲王が示した素晴らしい掟であり、臨終を思い傷み離れていくのを追うのは、前の時代の典則が示した明らかな誓いである」と言っ

ているのは、中身のない飾り立てた言葉である。ましてや南平王偉・柳慶遠・鄭紹叔・呂僧珍・孔源休等の死後に恩賞を加える詔は、同じような言葉をむやみに用いて、讀む人にひどい印象を與える。『南史』列傳は、贈諡を記すだけであり、詔の文章は全て削除した。この事によって『梁書』と比較した場合には、とりわけはつきりとしているのである。

(關 清孝)

【原文】

9 陳書書法

陳書避諱處太多如本紀梁敬帝之禪也先載封武帝爲陳公一詔加九錫一策又禪位詔策各一於是武帝始受禪即以江陰郡奉梁主爲江陰王車旗正朔一如故事宮館資給務極優隆永定二年江陰王薨詔遣太宰弔祭絕不見纂弒之迹此固循宋齊梁書之舊例也然其事終不可沒則應錯見於列傳中按南史沈恪傳武帝欲令恪勒兵衛敬帝出宮恪叩頭曰身經事蕭家來不忍見此事武帝乃使王僧志代之又劉師知傳武帝令師知往害敬帝帝覺之繞牀走曰我本不須作天子何意見殺師知執帝衣行事者加刃焉此敬帝被害情事也乃陳書於恪傳尙載其叩頭數語而師知傳全不書此

事則紀與傳俱沒之矣衡陽王昌之死也實文帝使侯安都殺之故南史本紀書衡陽王昌沉於江夏而昌傳亦書中流而殞之使以溺告安都傳則更明書安都往迎而溺之於江此所謂紀實也乃陳書本紀則但書衡陽王薨昌傳亦云中流船壞以溺薨安都傳亦云安都請自迎昌濟漢而薨皆隱約其詞而不明書其被害始興王伯茂文帝之子廢帝之弟也宣帝旣黜廢帝而奪其位以伯茂有怨言使人殺之於途乃陳書本紀并不書伯茂薨事伯茂傳亦但云伯茂出宮路遇盜殞之本紀所諱特有列傳錯見其事乃并列傳俱諱之則何以傳信於後思廉修陳書已在唐世何以尙作此委曲廻護豈皆其父察原本察曾官於陳故不忍直書而思廉遂因父之舊而不敢改訂耶又魏書孝靜帝天平七年三月侯景克建業梁江北郡國皆來屬大行臺慕容紹宗遇暴風溺水死侯景弒梁主簫衍立其子綱爲主是慕容紹宗之死在梁武未被害之前也而陳書魯悉達傳云梁敬帝即位加悉達征西將軍齊遣行臺慕容紹宗以衆三萬攻之悉達大敗齊軍紹宗僅以身免按紹宗旣卒於梁武被害之歲梁武後尙有簡文帝元帝凡六年而敬帝始立則安得敬帝時尙有慕容紹宗在耶此更舛訛之甚者

【書き下し】

陳書の書法

陳書は避諱の處太多し。本紀の梁の敬帝の禪の如きや、先ず武帝を封じて陳公と爲すの一詔、九錫を加ふるの一策又禪位の詔策各一を載す。是に於て「武帝は始めて禪を受け即ち江陰郡を以て梁主を封じて江陰王と爲す。車旗・正朔は一に故事の如くし、宮館資給は務めて優隆を極む。永定二年江陰王薨ず。詔して太宰を遣はし弔祭せしむ」と。絶へて篡弒の迹を見さず。此れ固より宋・齊・梁書の舊例に循ふなり。然ども其の事は終に没すべからざれば則ち應に列傳中に錯見すべし。按ずるに南史沈恪傳に「武帝は恪をして兵を勅して敬帝を衛り宮より出さしめんと欲す。恪は叩頭して曰く『身蕭家に經事してより來、此の事を見るに忍びず』と。武帝乃ち王僧志をして之に代はらしむ」と。又劉師知傳に「武帝は師知をして往きて敬帝を害せしめんとす。帝は之を覺り、牀を繞り走りて曰く『我は本より須く天子と作るべからず。何ぞ殺さるるを意はんや』と。師知は帝の衣を執り、事を行ふ者は刃を加ふ」と。此れ敬帝の害せらるるの情事なり。乃るに陳書は恪傳に於て尙ほ其の叩頭の數語を載せるも師知傳は全く此の事を書かざれば則ち紀と傳とは俱に之を没す。衡陽王昌の死するや實は文帝の侯安都をして之を殺さしむるなり。故に南史本紀に

「衡陽王昌は江夏に沈めらる」と書して、昌傳も亦た「中流にて之を殞し、溺を以て告げしむ」と書す。安都傳は則ち更に明らかに「安都往き迎へて之を江に溺せしむ」と書す。此れ所謂實を紀すなり。乃るに陳書本紀は則ち但だ「衡陽王薨ず」と書すのみ。昌傳も亦た「中流にて船は壞れ、溺を以て薨ず」と云ひ、安都傳も亦た「安都は自ら迎へんことを請ひ、昌は漢を濟りて薨ず」と云ふ。皆其の詞を隱約して明らかに其の被害を書せず。始興王伯茂は文帝の子にして廢帝の弟なり。宣帝は既に廢帝を黜けて其の位を奪ひ、伯茂に怨言有るを以て、人をして之を途に殺さしむ。乃るに陳書本紀は并せて伯茂の薨ずるの事を書せず。伯茂傳も亦た但だ「伯茂は宮を出で路に盜の之を殞するに遇う」と云ふのみ。本紀の諱む所は列傳に其の事を錯見すること有るに恃む。乃るに并せて列傳も俱に之を諱めば則ち何を以て信を後に傳へん。思廉の陳書を修むること已に唐世に在り。何を以て尙ほ此の委曲廻護を作すか。豈に皆其の父察の原本にして、察は曾て陳に官するが故に直筆するに忍びずして思廉は遂に父の舊に因りて敢えて改訂せざりしか。又魏書に「孝靜帝の天平七年三月侯景は建業に克ち、梁の江北郡國は皆來屬す。大行臺慕容紹宗は暴風に遇

ひ水に溺れ死す。侯景は梁主簫衍を弑し、其の子綱を立て主と爲す」と。是れ慕容紹宗の死は梁武の未だ害せられざるの前に在るなり。而るに陳書の魯悉達傳に「梁の敬帝即位して悉達に征西將軍を加ふ。齊は行臺慕容紹宗を遣はし衆三萬を以て之を攻めしむ。悉達は大いに齊軍を敗る。紹宗は僅かに身を以て免る」と云ふ。按ずるに紹宗は既に梁武の害せらるるの歳に卒す。梁武の後は尙ほ簡文帝・元帝有り。凡て六年にして敬帝始めて立たば則ち安んぞ敬帝の時尙ほ慕容紹宗の在るを得んや。此れ更に舛訛の甚だしき者なり。

【語注】

○敬帝—蕭方智、字は慧相、梁最後の皇帝。『梁書』卷六に本紀有り。○武帝—陳霸先、字は興國、陳の高祖。『陳書』卷一、二に本紀有り。以下の「陳公と爲すの一詔」等は『陳書』卷一高祖本紀上に有る。○武帝は始め…『陳書』卷二高祖本紀下に「又詔曰、禮陳杞宋、詩詠二客、弗臣之重、歷代斯敦。梁氏欽若人祗、憲章在昔、濟河沈璧、高謝萬邦、茅賦所加、宜遵舊典。其以江陰郡奉梁主爲江陰王、行梁正朔、車旗服色、一依前準、宮館資待、務盡優隆」

「夏四月甲子、輿駕親祠太廟。乙丑、江陰王薨、詔遣太宰弔祭、司空監護喪事、凶禮所須、隨由備辦。以梁武林侯蕭諮息季卿嗣爲江陰王」と有る。○武帝は恪を…『南史』卷六十七沈恪傳に「武帝受禪、時恪自吳興入朝、武帝使中書舍人劉師知引恪、令勒兵入、因衛敬帝如別宮。恪排闥入見武帝、叩頭謝曰、恪身經事蕭家來、今日不忍見此事、分受死耳、決不奉命。武帝嘉其意、不復逼、更以盪主王僧志代之」と有る。○武帝は師知…『南史』卷六十八劉師知傳に「梁敬帝在內殿、師知常侍左右。及將加害、師知詐帝令出、帝覺、遶牀走曰、師知賣我、陳霸先反。我本不須作天子、何意見殺。師知執帝衣、行事者加刃焉。既而報陳武帝曰、事已了。武帝曰、卿乃忠於我、後莫復爾。師知不對。武帝受命、仍兼舍人。性疏簡、與物多忤、雖位宦不遷、而任遇甚重、其所獻替、皆有弘益」と有る。○叩頭—『陳書』卷十二に「高祖受禪、使中書舍人劉師知引恪、令勒兵入辭、因衛敬帝如別宮。恪乃排闥入見高祖、叩頭謝曰、恪身經事蕭家來、今日不忍見許事、分受死耳、決不奉命。高祖嘉其意、乃不復逼、更以盪主王僧志代之」と有る。○衡陽王昌は…『南史』卷九陳本紀上文帝に「衡陽王昌沉于江」と有る。○中流にて之…『南史』卷六十五衡陽獻王昌傳。

○安都往き迎……『南史』卷六十六侯安都傳に「仍別奉中旨、迎衡陽獻王昌。初昌之將入、致書於文帝、辭甚不遜。帝不懌、召安都、從容而言曰、太子將至、須別求一番、吾其老焉。安都對曰、自古豈有被代天子、愚臣不敢奉詔。因自迎昌、中流而殺之」と有る。○衡陽王薨ず『陳書』卷三世祖本紀に「景子、衡陽王昌薨」と有る。○中流にて船……『陳書』卷十四衡陽獻王昌傳に「三月入境、詔令主書舍人緣道迎接。景子、濟江、於中流船壞、以溺薨」と有る。○安都は自ら……『陳書』卷八侯安都傳に「仍別奉中旨、迎衡陽獻王昌。初昌之將入也、致書於世祖、辭甚不遜、世祖不懌、乃召安都從容而言曰、太子將至、須別求一番、吾其老焉。安都對曰、自古豈有被代天子、臣愚不敢奉詔。因請自迎昌、昌濟漢而薨。以功進爵清遠郡公、邑四千戶。自是威名甚重、羣臣無出其右」と有る。○伯茂は宮を……

『陳書』卷二十八始興王伯茂傳に「時六門之外有別館、以爲諸王冠婚之所、名爲婚第、至是命伯茂出居之。於路遇盜、殞于車中、時年十八」と有る○孝靜帝の天……『魏書』卷十二孝靜帝本紀に武定七年の事として「七年春正月戊辰、蕭衍弟子北徐州刺史、封山侯蕭正表以鍾離內屬、封蘭陵郡開國公、吳郡王。三月丁卯、侯景克建業、還以蕭衍爲主。

衍弟子北兗州刺史、定襄侯蕭祗、相譚侯蕭退來降。衍江北郡國皆內屬。夏四月、大行臺慕容紹宗、大都督劉豐遇暴風、溺水死。甲辰、詔以齊文襄王爲相國、齊王、綠綬綬、讚拜不名、入朝不趨、劍履上殿、食冀州之勃海、長樂、安德、武邑、瀛州之河間五郡、邑十五萬戶、餘如故。王固讓。是月、侯景殺蕭衍、立子綱爲主」と有る。○梁の敬帝即……『陳書』卷十三魯悉達傳に「敬帝即位、王琳據有上流、留異、餘孝頌、周迪等所在鋒起、悉達撫綏五郡、甚得民和、士卒皆樂爲之用。琳授悉達鎮北將軍、高祖亦遣趙知禮授征西將軍、江州刺史、各送鼓吹女樂、悉達兩受之、遷延顧望、皆不就。高祖遣安西將軍沈泰潛師襲之、不能克。齊遣行臺慕容紹宗以衆三萬來攻鬱口諸鎮、兵甲甚盛、悉達與戰、敗齊軍、紹宗僅以身免」と有る。

【現代語譯】

『陳書』は避諱する處がとても多い。本紀における梁の敬帝の禪讓のようなものは、先ず武帝を封じて陳公とする一詔、九錫を賜う一策、禪位の詔書・策書各一書を載せている。こうして「武帝は始めて位を譲り受け、そのまま梁主を江陰郡に封じて江陰王とした。車旗正朔については全く

故事と同じくし、宮館資給は務めて優隆を極めた。永定二年に江陰王は薨じ、詔して太宰を遣わし弔祭させた」という。(このように『陳書』では)決して篡逆の迹を示していない。此れというのとは『宋書』『齊書』『梁書』の舊例に循ったのである。そうはいっても其の記事は結局のところ失ってはいけないのだから當然列傳中に錯見していなければならぬ。考えてみるに『南史』の沈恪傳に「武帝は恪に兵をそろえて敬帝を衛り、宮中から引きずり出させようとした。(しかし)沈恪は叩頭して『私めは蕭家に代々お仕えしてきました。(だから)此の事を見るに忍びません』と言った。武帝はそこで王僧志に代わりにその事を行わせた」と有る。又劉師知傳に「武帝は劉師知に敬帝を殺害させようとした。敬帝はこのことを覺り、ベツドの周りを逃げ回り『私はもともと天子と作る必要などなかったのに、どうして殺されることなど思うだろうか』と言った。劉師知は敬帝の衣を執り、事を行う者は斬り殺した」と有る。此れが敬帝が殺害されたときの事實である。しかし『陳書』は沈恪傳に於て尙お其の叩頭の數語を載せているが、しかし劉師知傳は全く此の事を書いていないので、本紀と列傳とは俱に事實を失っている。衡陽王昌の死

は、實は文帝が侯安都に彼を殺させたのである。だから『南史』は本紀に「衡陽王昌は江夏に沈められた」と書き、昌傳も亦た「中流で彼を突き落とし、溺死と報告させた」と書いている。安都傳は更に明確に「安都は迎えに行き、彼を江で溺れさせた」と書いている。此れが所謂事實を記しているのである。それなのに『陳書』の本紀の場合は但だ「衡陽王薨ず」と書くだけで、昌傳も亦た「中流で船が壞れ、溺れ薨じた」と云い、安都傳も亦た「安都は自ら迎えることを願ひ出て、昌は漢水を濟るときに薨じた」と云う。すべて其の言葉を隠し削つて明確には其の殺された事を書いていない。始興王伯茂は文帝の子で、廢帝の弟である。宣帝は廢帝を黜けて其の帝位を奪つた後、伯茂に怨言が有つたため、人に命じて彼を道で暗殺させた。しかし『陳書』の本紀は決して伯茂が薨じた事を書いていない。伯茂傳も亦た但だ「伯茂は宮殿を出て、道で強盜に殺される目にあつた」と云うだけである。本紀が諱んでいる場合は、列傳中にその事が錯見していることを頼りにしているのであり、それなのに并せて列傳でも俱に之を諱んだならばどのようなにして眞實を後世に伝えようか。思廉が『陳書』を修めた時には已に唐の世に在つたのに、どうしてなお此

のような委曲廻護をなしたのだろうか。いったい、『陳書』は)すべて彼の父察の原本で、察は嘗て陳に仕官していたために直筆するに忍なく、思廉は結局父の舊本により、決して改訂しなかったのだろう。又『魏書』に「孝靜帝天平七年三月、侯景は建業に克ち、梁の江北の郡國はすべて來復歸屬した。大行臺慕容紹宗は暴風に遇つて水に溺れ死んだ。侯景は梁の君主の簫衍を弑し、其の子綱を立て主とした」と有る。ここでは慕容紹宗の死は梁武帝が未だ殺害される前に在る。しかし『陳書』は魯悉達傳に「梁の敬帝が即位して悉達に征西將軍を加えた。齊は行臺慕容紹宗を遣わし衆三萬を率いて梁を攻めさせた。悉達は大いに齊軍を敗つた。紹宗は僅かに自分一人逃れた」と云う。考えてみるに、紹宗は既に梁の武帝が殺害された歳に卒したのである。梁の武帝の後は尙お簡文帝・元帝がいる。凡て六年で、敬帝が始めて立ったときであればどうして敬帝の時に尙お慕容紹宗がいることができるだろうか。此れは更に舛訛の甚だしき者である。

(齋藤 昭敏)

【原文】

10 陳書編次得宜

陳書亦姚思廉所撰而編次却不循梁書之例如諸王傳先衡陽王昌南康王曇朗次宗室次文帝諸子次宣帝諸子次後主諸子較梁書最有倫序故南史亦仍其舊然南史以衡陽南康二王并入宗室內則非也衡陽乃武帝子應繼大位以陷於魏未歸故不得立及歸而文帝已立遂爲所害此豈得僅入宗室內乎陳書特立傳於宗室之前而以南康附之南康亦武帝從子爲質於齊爲齊所害附於衡陽傳亦屬位置得宜則陳書編次較南史更精當矣

【書き下し】

陳書の編次 宜を得

陳書も亦た姚思廉の撰する所なるも、而れども編次は却つて梁書の例に循はず。諸王の傳 衡陽王昌・南康王曇朗を先とし、宗室を次とし、文帝諸子を次とし、宣帝の諸子を次とし、後主の諸子を次とするが如きは、梁書に較ぶるに最も倫序有り。故に南史も亦た其の舊に仍る。然るに南史衡陽・南康二王を以て并せて宗室の内に入るは則ち非なり。衡陽は乃ち武帝の子にて、應に大位を繼ぐべきも、魏に陥り、未だ歸らざるを以ての故に立つを得ず。歸るに及びて、文帝已に立ち、遂に害する所と爲る。此れ豈に僅んど宗室の内に入るを得んや。陳書は特に傳を宗室の前に

立てて、南康を以て之に附す。南康は亦た武帝の從子にて、齊に質と爲りて齊の害する所と爲る。衡陽傳に附するは亦た位置宜を得たるに屬す。則ち陳書の編次は南史に較べて更に精當なるなり。

【語注】

○諸王の傳……『陳書』は、衡陽獻王昌・南康愍王曇朗の傳を卷十四に、宗室として陳擬・陳細・陳慧紀の傳を卷十五に、世祖九王・高宗二十九王・後主諸子として、始興王伯茂以下の諸王の傳を卷二十八に置く。○梁書に較ぶ……『梁書』の列傳は、おおむね時代を追って立てられている。すなわち、皇后傳にはじまり、次に昭明・京・愍懷の三太子の傳を置いてより以下、諸臣にまじえて、太祖五王（卷二十二）、高宗三王（卷二十九）、太宗十一王・世祖三子（卷四十四）等宗室の傳を置く。○南史も亦た……『南史』の列傳の編次は、冒頭に四朝の後妃の傳を立てた後に、各朝ごとに宗室及び諸臣の傳を置き、末に再び四朝の循吏・儒林等の傳を連ねる。○南史 衡陽……衡陽・南康二王の傳は、『南史』に於ては、卷六十五陳宗室諸王の内に在り。○衡陽は乃ち……衡陽獻王昌、字は敬業。武帝の第六子。

『陳書』卷十四及び『南史』卷六十五に傳有り。○南康は亦た……南康愍王曇朗、武帝の母弟、忠壯王休先の子。『陳書』卷十四及び『南史』卷六十五に傳有り。

【現代語譯】

『陳書』も（『梁書』同様）また姚思廉が編纂したものであるが、そうであっても編次は逆に『梁書』の例に従わない。諸王の傳（の編次）が衡陽王昌・南康王曇朗を先とし、宗室を次とし、文帝の諸子を次とし、宣帝の諸子を次とし、後主の諸子を次としているようなものは、『梁書』に比較して最も倫序がある。だからこそ『南史』もまたその舊例に依據したのである。そうであるのに、『南史』が衡陽・南康二王を并せて宗室の内に入れてるのは誤りである。衡陽はつまり武帝の子で、王位を繼承すべきであったが、魏にとらわれて歸國出來ず、従って即位出來なかつた。歸國した時には、文帝が既に即位しており、とうとう殺害された。これはほとんど宗室の内に入れることなど出來ない。（だからこそ）『陳書』は特別に（彼の）傳を宗室の前に立てて、南康（の傳）をそれに附記した。南康はまた武帝の從子で、齊に人質と爲って齊に殺害された。衡陽傳に附記

したのは、また（その）位置が時宜になつたものである。つまり『陳書』の編次は『南史』に比較して更に精密で當を得たものである。

（桑瀬 明子）

流民還郷一詔至德元年改元一詔二年大赦一詔三年修孔廟一詔四年薦舉賢才一詔肆赦一詔徵明元年大赦一詔二年訊囚一詔三年隋兵至戒嚴一詔南史於武帝紀但載進相國加九錫一詔一策梁帝禪位一策武帝登極一詔廢帝紀載慈訓太后廢帝爲臨海王一詔其他概從刪削第節其事書之是以叙次較爲簡淨宋子京所以亟爲稱賞也

【原文】

11 陳書亦多蕪詞

陳書亦多蕪詞如武帝紀載梁敬帝封帝爲陳公一詔加九錫一策禪位一詔策書一道武帝登極一詔又敕州郡璽書一道封諸王一詔各官進爵一詔南郊大赦一詔又赦罪一詔賑饑一詔文帝紀登極一詔天嘉元年恩赦一詔南郊一詔王琳平後肆赦一詔恤兵一詔減租一詔求賢一詔令僑籍改土斷一詔崇儉一詔春夏停刑一詔二年周文育侯安都等配享一詔三年南郊恩赦一詔六年修前代王侯墳墓一詔曲赦京師一詔天康元年改元大赦一詔廢帝光大元年大赦一詔二年慈訓太后廢帝爲臨海王一詔宣帝太建元年登極一詔二年送流民還郷一詔軍士年六十免役一詔四年頒兵制十三條一詔舉賢一詔發諸將所部實姑熟一詔建東宮一詔六年肆赦一詔蠲租一詔賑貸一詔九年蠲租一詔十年節財用停工役一詔十一年審刑一詔大赦一詔崇儉一詔十二年蠲租一詔後主登極一詔重農一詔求才一詔求言一詔禁汰侈妖妄一詔送

【書き下し】

陳書も亦た蕪詞多し
陳書も亦た蕪詞多し。武帝紀に、梁敬帝 帝を封じて陳公と爲す一詔、九錫を加ふる一策、位を禪る一詔、策書の一、武帝登極する一詔、又州郡を赦する璽書の一道、諸王を封ずる一詔、各官進爵の一詔、南郊大赦する一詔、又罪を赦す一詔、賑饑の一詔を載せ、文帝紀の、登極する一詔、天嘉元年の恩赦する一詔、南郊の一詔、王琳の平げらるる後に肆赦する一詔、恤兵の一詔、減租の一詔、賢を求む一詔、僑籍をして土斷を改めしむる一詔、崇儉の一詔、春夏刑を停む一詔、周文育・侯安都等配享せらる一詔、三年の南郊恩赦する一詔、六年の前代の王侯の墳墓を修む一詔、京師に曲赦する一詔、天康元年の改元して大赦する一

詔、廢帝^{*}の、光大元年の大赦する一詔、二年の慈訓太后の帝を廢して臨海王と爲す一詔、宣帝^{*}の、太建元年の登極する一詔、二年の流民を送り郷に還す一詔、軍士年六十にして免役する一詔、四年の兵制十三條を頒く一詔、賢を舉ぐ一詔、諸將の所部を發し姑熟を實たしむる一詔、東宮を建つ一詔、六年の肆赦する一詔、蠲租の一詔、賑貸の一詔、九年の蠲租の一詔、十年の財用を節し工役を停む一詔、十一年の刑を審かにする一詔、大赦する一詔、崇儉の一詔、十二年の蠲租の一詔、後主^{*}の、登極する一詔、農を重んず一詔、才を求む一詔、言を求む一詔、汰侈・妖妄を禁ずる一詔、流民を送り郷に還す一詔、至德元年の改元する一詔、二年の大赦する一詔、三年の孔廟を修む一詔、四年の賢才を薦擧す一詔、肆赦の一詔、徵明元年の大赦する一詔、囚を訊ぬ一詔、三年の隋の兵至りて戒嚴する一詔の如し。南史は、武帝紀に於ては、但だ相國に進み九錫を加へらる一詔一策、梁帝の位を禪る一策、武帝の登極する一詔を載せ、廢帝紀に、慈訓太后帝を廢して臨海王と爲す一詔を載するのみ。其の他は概ね刪削に従ひ、第だ其の事を節し、之を書す。是を以て敘次は較ぶるに簡淨爲り。宋子京の亟々稱賞を爲す所以なり。

【語注】

○武帝紀—『陳書』卷一及び卷二。○文帝紀—『陳書』卷三。○廢帝の…—『陳書』卷四廢帝本紀。○宣帝の…—『陳書』卷五宣帝本紀。○後主の…—『陳書』卷六後主本紀。○武帝紀—『南史』卷九陳本紀上。○廢帝紀—『南史』卷九陳本紀上。○宋子京の…—宋子京とは、宋、宋祁のこと。安州安陸の人。文才に優れ、兄の庠と共に「二宋」と稱された。『新唐書』編纂者の一人。『宋史』卷二百八十四に傳有り。彼の『南史』『北史』に對する評價は高く、『新唐書』卷一百二李延壽傳には「其書頗有條理、刪落釀辭、過本書遠甚」と有る。

【現代語譯】

『陳書』もまた亂雜な文章が多い。武帝紀に、梁の敬帝が武帝を陳公に封じた一詔、九錫を贈った一策、位を禪った一詔、策書の一道、武帝が登極した一詔、さらに州郡を正す璽書の一道、諸王を封じた一詔、各官の封爵を進めた一詔、南郊で大赦した一詔、飢饉を救済した一詔を載せ、文帝紀の、登極した一詔、天嘉元年の恩赦した一詔、南郊の

一詔、王琳が平定された後罪を許された一詔、兵を勞った一詔、租税を減らした一詔、賢者を求めた一詔、郷籍の者の土斷を改めさせた一詔、檢約を尊んだ一詔、春夏刑の執行を停めた一詔、二年の周文育・侯安都等が一緒に祭られた一詔、三年の南郊で恩赦した一詔、六年の昔の王侯の墳墓を修復した一詔、京師で曲赦した一詔、天康元年の改元し大赦した一詔、廢帝の、光大元年の大赦した一詔、二年の慈訓太后が帝を廢し臨海王にした一詔、宣帝の、太建元年の登極した一詔、二年の流民を郷里に送り返した一詔、兵士は六十歳で免役した一詔、四年の兵制十三條を頒布した一詔、賢者を登用した一詔、諸將の管轄を發し姑熟を盛んにさせた一詔、東宮を建てた一詔、六年の肆赦した一詔、租税を免除した一詔、(食糧を)貸し與えた一詔、九年の租税を免除した一詔、十年の資材を節約するために工事を中止した一詔、十一年の法制を明らかにした一詔、大赦した一詔、檢約を尊んだ一詔、十二年の租税を免除した一詔、後主の、登極した一詔、農業を重んじた一詔、賢者を求めた一詔、善言を求めた一詔、贅澤やいかかわしいものを神として祭ることを禁じた一詔、流民を郷里に送り返した一詔、至徳元年の改元した一詔、二年の大赦した一詔、三年

の孔廟を修復した一詔、四年の賢者を推舉した一詔、肆赦した一詔、徵明元年の大赦した一詔、二年の獄舎の罪人を取り調べた一詔、三年の隋の兵がやって來たので戒嚴した一詔のようなものである。『南史』は、武帝紀では、ただ相國に上がり九錫を贈られた一詔一策、梁帝が位を禪った一詔、武帝が登極した一詔を記載し、廢帝紀では、慈訓太后が帝を廢し臨海王にした一詔を記載しただけある。その他はたいがい削除され、ただそのことの要點だけが書かれている。こういうわけで敘次は比較すると簡潔で分かりやすい。宋子京がたびたび稱賛している理由である。

(大湯 健兒・佐藤 安基代・三島 さやか)